

平成19年第1回竜王町議会定例会（第4号）

平成19年3月19日

午前9時30分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（4日目）

日程第1 辻川芳治議員の議員辞職について

日程第2 一般質問

一 般 質 問

1	農地、水、環境保全向上対策について……………	村井幸夫議員
2	少子化対策について……………	村井幸夫議員
3-1	合併問題について……………	村井幸夫議員
3-2	まちづくりと合併問題について……………	近藤重男議員
3-3	合併は住民投票で……………	若井敏子議員
3-4	合併問題について……………	勝見幸弘議員
4	第4次竜王町総合計画の推進と行財政改革の執行方針について	寺島健一議員
5	「県経済振興特区」制度に申請された、町の特区計画の結果について 伺う……………	川嶋哲也議員
6-1	子どものいじめ対策について伺う……………	川嶋哲也議員
6-2	「いじめ」の未然防止と早期発見を……………	岡山富男議員
7	幼稚園・学校関係の管理について……………	近藤重男議員
8	町が委嘱する委員などの選任について……………	若井敏子議員
9	全国一斉学力テストの中止と特別支援教育支援員の活用について ……………	若井敏子議員
10	障害者に本当の自立支援を……………	若井敏子議員
11	子育て支援・少子化対策について……………	勝見幸弘議員
12	町道鏡七里線張り出し歩道の改修について……………	岡山富男議員
13	国道477号に歩道を……………	岡山富男議員
14	松が丘、さくら団地にオンデマンドバスの乗入を……………	山田義明議員
15	これからの福祉・保健・医療行政について……………	山田義明議員
16	道路安全施設整備事業の推進について……………	圖司重夫議員
17	名神高速道路 竜王スマートインター建設について……………	竹山兵司議員
18	災害ボランティアの育成等について……………	竹山兵司議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
10番	岡山富男	11番	西隆
12番	山田義明	13番	中島正己

3 会議に欠席した議員

9番 辻川芳治

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	助役	勝見久男
教育長	岩井實成	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	三崎和男	政策推進課長	小西久次
総務課長	青木進	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	北川治郎
健康推進課長	松浦つや子	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	出納室長	竹山喜美枝
教育次長	村地半治郎	教育課長	松村佐吉

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施九蔵 書記 古株三容子

開議 午前9時30分

○議長（中島正己） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成19年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 辻川芳治議員の議員辞職について

○議長（中島正己） 日程第1 辻川芳治議員の議員辞職についてを議題といたします。

辻川芳治議員から、議員の辞職願が提出されています。事務局長に辞職願を朗読させます。事務局長。

○事務局長（布施九蔵） 平成19年3月17日

竜王町議会議長 中島正己殿

竜王町議会議員 辻川芳治

辞職願

このたび一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（中島正己） お諮りいたします。辻川芳治議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。したがって、辻川芳治議員の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 一般質問

○議長（中島正己） 日程第2 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、4番、村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 平成19年第1回定例会に際しまして、一般質問を3問させていただきます。

まず最初に、農地・水・環境保全向上対策についてお尋ねしたいと思います。

農地や農業用水などの資源は、農業生産のためではなく、農村地域にたくさんの農家以外の方が暮らす今日、ますます多くの人に恩恵が広がるようにと、政策の背景がなっています。農業者の高齢化が進んでいる現在で、これまでと同じ仕組みでは守っていくことが難しいために、対策として講じられたように思います。今後、担い手農家に各種の農業施策が集中していくことから、資源の維持保全や農村の保全を今後どのようにしていくのかが課題になっているようです。今の竜王町農業では、大変難しい対応になると思われま。

そこで、今取り組まれている集落は何集落あるのか。5年間のスパンで、1年で反当3,300円の支援単価を使い切らなくてはならない。また、収支報告・証拠書類等を報告しなければならない、取り組まれる集落については、役員の負担はもちろん農業者・非農業者の方の負担もかかるように思いますが、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 村井議員さんの「農地・水・環境保全向上対策について」のご質問にお答えいたします。

ご高承いただいておりますように、国におきまして平成17年3月に策定されました食料・農業・農村基本計画に基づき、戦後農政の根本見直しをうたう担い手経営所得安定対策として、平成19年度から新たな施策が実施されることになりました。

この政策は、全国的に農業従事者の減少および高齢化ならびに耕作放棄地の増大など、我が国の農業・農村が危機的状況にある中で、兼業農家・高齢農家などをはじめ多様な構成員からなる地域農業を、担い手が中心として食料の安定供給を図るとともに、同時に国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった、農業・農村の持つ他面的機能の維持・発展を図ることを目指しており、表裏一体さらには車の両輪のように、相互の関連ある3施策が対策として実施されることになりました。

その1つの柱として、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る新たな対策として、「農地・水・環境保全向上対策」が実施されます。この対策の背景には、議員仰せのとおり、農地・農業用排水路・溜池などの資源は、これまで集落農家全体で出夫作業による地域の共同活動により保管理をされてきましたが、今日の農村の高齢者（65歳以上）の割合が、全国的な割合17.3%

に対して、農村は28.6%と高く、また、集落内での共同活動への出夫作業参加率にあっては、平成5年と平成15年を比較して、農家では92%から75%に低下、土地持ち非農家にあっては55%から28%、非農家にあっては7%から皆無という状況が、ある県での調査によりデータが出されているように、本町でもこうした状況と同じように各集落での共同活動が低下をしてきているところでもあります。

こうした背景から、農村にある農地等の資源は、生産資源の農業だけのものではなく、農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしていることから、農業者だけでなく非農業者を含めてその集落全体で保全をしていくために、新しい対策が打ち出されたものであります。本町としてもこの事業に対しまして、平成19年度から平成23年度の5ヵ年継続して取り組みを行うとともに、町の支援分につきましては、平成19年度分予算として1,364万8,000円を計上させていただいております。

この対策は、様々な状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図ることとしており、そのために、まずこの対策に取り組むにあたり、農業者だけでなく、地域住民・自治会・各種関係団体など、その地域すべての住民が幅広く参加する活動組織を新たにつくる必要があります。この活動組織により、これまで各集落での取り組まれている保全活動に加えて、農地、農道、用・排水路、溜池などの農業施設を長持ちさせるようなきめ細やかな手入れや、農村の自然や景観などを守る地域共同活動の取り組みに対して支援がされます。

また、地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の、環境にやさしい農業に向けた先進的な営農活動への取り組みに対して支援からなる2つの総合的に支援がされるものであります。なお、地域共同活動だけの取り組みもできることになっております。

今回、町としてこの対策事業につきましては、去る9月1日、全町各集落の自治会・改良組合・各種団体長への第1回制度説明会から今日まで、取り組み集落の役員さんを対象とした全体説明会5回、各集落への説明会24集落、環境こだわり農産物にかかるエコファーマーの認定取得記入全体説明会2回など、本年2月までの説明会に延べ1,347名の関係者の皆様にご参加をいただいたところでもあります。

議員お尋ねの、今回のこの事業に取り組まれます集落は、農業27集落中22

集落であります。またこの支援金につきましては、毎年活動組織で収支をゼロとして使い切っていただかなければなりません。活動の記録や助成金の使い道などについては、必ず記録を残していただく必要があります。現在、この対策事業に取り組まれる集落におきましては、特に自治会長・農事改良組合長をはじめ各自治区・農業関係の役員さんには、日夜連日にわたり活動計画書づくりにご尽力をいただいております。おかげさまで、一部の集落を除きまして町で書類の事前確認を行い、現在、県での事前審査を受けているところであります。ほとんどの集落では、4月からこの活動に取り組んでいただけるものと確信しております。

これから5ヵ年にわたりますこの対策事業につきましては、集落全体での取り組みとなることから、役員さんのご苦勞もありますが、集落すべての皆さまのご理解とご協力をいただき、農村の環境保全、環境こだわり営農活動とともに、集落のまちづくり活動として地域コミュニティの醸成につなげていただくことを期待申し上げます。以上、村井議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 今、説明をいただいたところでございます。理解はできるわけでございますけれども、今取り組まれていない集落については、この前の予算の委員会でもお聞きしましたように、集落や耕作者が他所から来られると、こういうところが多いように思われるわけでございます。

この事業については、あまり狭い範囲で取り組んでいても、事務量のわりに支援額が少ないという、役員への負担がかかるというようなことで、考慮をされて取り組まないのだと思っているところでもございますけれども、また、農振地以外にまだ農家では白地、農地のそういうところがたくさんありますので、そういうところに支援金が加算されないのか。支援金が加算されないということでありまして、それに対しましての町単での取り組みについて、どのような対処をされていくのか。まだ農家には白地のところがたくさんありますので、そういうことも加味していただけないのか。

また、子どもたち、高齢者の関わりが提唱されています。竜王町にとっては若者定住の観点から、地域の老若男女がコミュニケーションを図るという、田舎の若者が都市へ流出を防ぐというための事業として、大変有効な事業かとも考えるところでもございます。これらについてもどのようなことを想定されて、各在所

とも違うと思いますけれども、そういう点についても何らかもっと支援金を出して、若者がお互いにこういう場所を大いに利用してもらえないものかもお伺いしたいと思いますし、また反対に、支援金はどのような場合に返還の対象になるのか。これは大変、使い切らなくてはいけないということでございますので、その点についても伺いたいし、この検証を誰がするのかということもお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいま再質問をいただいたところでございますけれども、まず1つにつきましては、今回の支援金の関係で、対象になる支援金が農振の農用地ということになっております。そうしたことから、特に白地と言われるところの支援金がされないという対応を含めてのご質問かと思っております。

これにつきましては、ご案内のとおり、特にこの支援金については農振の農用地だけでなく、白地に対してもこの活動支援金を使っていただくことはできるわけでございますけれども、支援金の対象となるのは農振の農用地だけでございます。そうしたことがまず1点と、それから、特に今ご質問いただいている中では、特に環境こだわり農業をやっていただきます関係で、今、環境こだわり米をやっているわけですが、これにつきましては、今回、国のこの事業に関しましては、農振の農用地だけしか対象にならないということで、白地につきましては対象にならないということになっております。そうしたことから、今回これにつきまして、県の方が平成16年度から環境こだわり米の助成制度をされておられるわけでございますけれども、滋賀県に関しましては、19年・20年の2カ年に限ってですが、平成18年（昨年）度まで環境こだわりをやっていただいた方に関しましては、この制度で、農振地の農用地の白地に関しましては県が単独で2,500円を対象としましょうということになりました。

竜王町も、今ご質問の中で町の負担はどういう形で加味するのかということがございまして、町につきましても、これの制度で乗らない白地、さらにはこの支援活動に乗っていただけない5集落等につきましては、環境こだわりに関しましては1反当たり1,500円の町の単独で支援をさせていただくということをしております。

そうしたことから、18年度までやっていただいた方につきましては、県の2,500円と町1,500円で合わせて4,000円は確保していただけるということになっております。

ただ、19年度から新たにこだわりをやっていただく方につきましては、この国の制度に乗らない方については、町の1,500円だけということになります。町としては今そういう形で、今の白地に関して、さらに町の負担を考えておりません。

それから、高齢者・子どもさん等の関わりで、この事業ですけれど、特に地域の環境保全さらには生態系の保全という形で、今まで田んぼの中にメダカやサカナがいた、そういう生き物などを育むということ、さらには地域の景観形成を図っていかうということで、こうした意味で集落全体で取り組んでいただくということで、特に高齢者・子ども皆さんをここに参画をしていただくということになっております。そうしたことにも、先ほど言われたように、やはり地域のコミュニティを図っていただく絶好の機会であろうかと思っておりますので、この活動を通じて、先ほど私が一般質問にお答えさせていただきましたように、地域コミュニティの醸成につなげていただければありがたいと思っております。

併せて、地域の若者もこういう活動に参加していただくということで、大きな地域活動の一助にさせていただけるのではないかと考えております。

それから、支援金の返還の話があったわけでございますけれども、基本的には今回、今、国の方で定められて、今それぞれ地域の方で活動計画をあげていただいておりますけれども、活動計画以外の活動に対しては、支援金を払わないということになっています。極端な話、地域の祭のこととか、そういうものには支払われませんが、概ね活動に対しては、以前もお話ししておりますけれども、ほとんど対象になるという形で支払いがされますので、返還というのは、あつてはなりませんけれども、一応この計画を5年間やり切っていただくということになっておりますので、仮に1年目をして2年目でやめたという場合ですと、今、国が言われておりますけれども、1年目の分を返還しなければならないと言われております。そういうことが返還の対象になります。

それから、これだけ今、22集落は大変な作業をしていただいて、チェック項目も含めてやっていただいているわけですが、この検証につきましては、ご案内のとおり、私ども町の方ですべてしていかなければならないということがございますし、どうしても町の体制も、本当に4月以降、皆さんの確認作業を含めて大変な事務量になるということは承知しております。環境こだわりに関しましては、引き続き県と一緒に確認しますけれども、検証はすべて町の方ですということになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島正己） 村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） この事業のテーマが「私たちの農村をまるごと保全し、子どもたちから高齢者まで生き生きと暮らせる農村をみんなで作っていきましょう」となっていることをございます。

また、農地や農業用水等の資源は、これまで農家が主体で守ってきたものであると思いますし、守るものだと思ってきましたが、農業での生計は大変で補助金もたくさん要るので、これからは担い手農家や集落営農で守りなさいと、米の生産にも力を入れなくてもよろしいよというような、農村全体に聞こえてくるわけをございます。農業の生産に力を入れなくてもよいというようなこともありますけれども、これからの時代はますます農業施策に対する締め付けが厳しくなってくるものと思われるところでもございます。

そうすると、担い手農家も集落営農にしても、後継者不足が生じてくるというようなことも思うところでもございます。工業生産の犠牲に農産物になっているということは、もう火を見るより明らかなものであると思うところでもございます。農業政策に補償金は絶対必要なものと、我々は考えておるところでもございます。品目横断作物に対しましても、このように竜王町は大変百姓の熱心なところでもございますので、施策を十分にいろいろ理解しながら協力はさせてもらっているわけをございますけれども、これが裏目に出て、竜王町の主要作物がこれから麦栽培と大豆といったようなことにもなりかねないと思うところでもございます。

行政はその点を十分に踏まえて、県なり、また国の施策に対しまして対処していただきたいと思うところでもございますけれども、今のこだわり米と今の言っている品目横断作物の対策について、竜王町についてはどのような考えを持っておられるのかも、少しお聞きしたいと思います。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいま再々質問をいただきました件につきまして、回答させていただきたいと思います。

特に今、村井議員さんが仰せのとおり、国の施策がこの19年度から、従来、家族型経営という形でそれぞれやっていたものが、国の食料自給の安定ということで、安定した食料生産をしていこうということで、担い手、さらには集落営農という形で集約していく、そちらに国の支援をしていこうということがされるということで、まさにそういう意味では、本当に一方では小さい農家にとっては大変厳しい状況でありますけれども、一方では、今の高齢化なり後継者不足、

今ご指摘のとおり、これに対処するがためにやはりそういう形の施策をもっていかなければならないということで、特に集落に関しましては特定農業団体を立ち上げていただいて、当面は今の対策を中心とした麦・大豆、特に麦を中心としていただいているわけでございますけれども、今後これら、ただ麦と大豆だけでなく、やはり竜王町としての特定作物をしていくということは、特に黒大豆等も年々増やしていただいているわけでございますけれども、単品単作ではなくて、複合的経営を図っていただくという意味では、今、担い手さん、さらには特定農業団体が今後、特定農業団体については法人化を目指していただいて、やはりそういう活動、さらには安定した経営を目指していただけるという形で、町として考えておるところでございます。

そうしたことから、特に今回、今申し上げた国の新しい経営所得安定対策で、それと同時に、逆にそうすることによって地域での活動が、農業者だけで農地を保全できないということで、今回、農地・水・環境保全向上対策がされ、地域全体で保全をしていこうということになりましたので、町としてはこの両方、さらにもう一方、水田の受給調整のための米施策、対策もあるわけでございますけれども、これらを含めて町として引き続き、取り組まれていないところも今後取り組んでいただけるような形で指導していきたいなと思っております。以上、町としての考え方を申し上げて、回答といたします。以上です。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。4番、村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 2点目の質問に移らせていただきたいと思います。少子化対策についてお尋ねさせていただきます。

若者定住および転出予防、雇用の拡大、幼稚園の時間外保育問題の解決、出産増等の観点から、現幼稚園を保幼園（保育園と幼稚園の機能を兼ね備えたもの）にはできないものかを、お訪ねしたい思います。

○議長（中島正己） 村地教育次長。

○教育次長（村地半治郎） 若者定住および転出予防、雇用拡大、幼稚園の時間外保育問題の解決、出産増等の観点から、少子化対策の一環として、幼稚園に保育所機能を兼ね備えた保幼園ができないものかというご質問にお答えいたします。

議員もご高承のとおり、我が国の就学前の子どもに対する教育・保育につきましては、学校である幼稚園と、児童福祉施設である保育園があります。それぞれ目的および役割を異にし、社会的ニーズに応じてきたものでございます。

近年、社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・

保育のニーズは多様化しております。このため、国において、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が、昨年10月1日に施行されました。いわゆる、認定こども園制度でございます。

このような背景を考える時、町としまして、保育園の機能を持った幼稚園の必要性は感じております。しかし、実施に向けましては、制度・施設・設備・人材確保等々、クリアしなければならない点も多数ございます。

このため、平成19年度に「竜王町幼稚園教育推進協議会」を立ち上げ、学級定数の見直しや、ご質問にございます保幼園のあり方等を諮問し、幼児の立場、保護者の立場等に立った幅広い意見を聞く中、時代に沿ったよりよい幼児教育の推進・充実に努めてまいりたいと思っております。以上、ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 今、次長からいろいろ答えていただきました。法規制があるので、実現は大変難しいものであることと思っておりますけれども、県や国を変えていくといった意気込みを、今これからの地方分権の時代について、方向性を町から変えていくというようなことが地方分権の真髄ではないかと思うところでもございます。

その点について、今までいろいろ、人材確保が難しいと言っておられますけれども、竜王町も大変いろいろなところにいるいろいろな人材が隠れているものがございますので、そういう点を加味いたしまして、いろいろとやっていただきたいところがございます。

今日、マスコミでも団塊世代の方が老後の憩いの場・暮らしの場として、田舎へ帰って、あるいは土地を求めて生活をしたい人が増加しているということが報じられているところでございます。そうなれば、農村地域は、特に竜王町ではますます高齢化していくものと思われませんが、そこで、それまでに保幼園化を導入していただきまして、若者が定住できるように真剣に取り組んでもらう必要があると思われまして、その点についてはどのような考えを町としては持っておられるのかを、お伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 村地教育次長。

○教育次長（村地半治郎） ご質問に答えさせていただきます。

平成19年度に諮問いたしまして、できるだけ早く保幼園の兼用と言いますか、そういうものを制度的に早く練っていきたいと思っております。以上お答えとい

たします。

○議長（中島正己） 村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） ただいまの少子化の保幼園のことについては、よろしく取り組みをお願いしておきます。

最後の質問、合併問題についてお伺いしたいと思います。町は今、合併問題について、合併推進検討会議などの委員会で、合併に対しての意見具申をされているところでございます。県市町合併推進審議会で、県は合併新法の期限内に自主的な合併を推進する必要性が認められる市町の1案として、近江八幡市・安土町・竜王町の1市2町の枠組みが示されました。住民の皆様も、合併に対して今後どうなるのかと心配されている方、また、全然関心なく静観され合併不要論の方と、さまざまです。町長も、本年12月には合併に対しての見通しを見出したいとのことでございます。

合併に対しては、それぞれ思いもあり、結論はなかなか難しいように思いますが、県の案に対しての賛否は、早く出さないと次のステップ、合併するにしても、しないにしても、意見収集も難しいように思われますが、それに対する対処方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 続いて、5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 平成19年第1回定例会一般質問。5番。近藤重男。まちづくりと合併問題について、質問させていただきます。

県下の市町に合併新法に基づく合併推進構想対象案が示され、県の示した組み合わせは、産業（農業・工業・商業）のバランスのとれた都市の形成が期待できると言われております。

山口町長は、厳しい財政状況などを踏まえ、市町の再編が検討されていく必要性は理解できるが、今大切なことは、合併する・しないだけでなく、自律したまちづくりが重要であり、合併を決めるのは住民の皆さんの意向を尊重し大切にしていきたいと言われております。

合併は、竜王町の将来にかかわる大事な問題でもあります。町長は、平成19年度内を目途と考えをされておられるようではありますが、昨年12月から各自治会において合併問題について話し合われた意見はとりまとめておられるのか、また、自律のまちづくりの方法は示されるのか、まちづくりと合併問題についてお伺いいたします。

○議長（中島正己） 続いて、7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 「合併は住民投票で」ということで質問します。

昨年、県の合併審議会から出された答申により、竜王町でも合併について議論されることになり、議会でも合併調査特別委員会で、町としては竜王町市町合併推進検討会議で議論されているところです。これらの議論の中で町長は、「将来に禍根を残さないように」と言われております。この言葉は大変プレッシャーを与えますし、時には脅迫的にさえ聞こえますが、この言葉は同時に、どんな議論を全町民の中で進めたかという町の取り組みに返される言葉でもあります。「将来に禍根を残さない結論」を出すために、どのような取り組みを町として進めるのかについて、改めて伺います。

私は以前にも提案していましたが、すべての町民が、家族でも友だちでも3人以上のグループをつくってもらって議論していただく。町も必要な資料を届けて自由に話し合ってもらっていただく。議会の議論も検討会議の議論も、情報として届けて話し合ってもらおうのです。そして、結論は住民投票で決めるのが将来に禍根を残さない合併議論の方法ではないかと考えますが、この提案についての所見を伺います。彦根では今議会でも住民投票条例の提案がされ、修正案の方が採択されたと聞いています。

次にお伺いするのは、それでは、合併したまちは今どうなっているかであります。お示しいただきたいのは、合併直前の基金が合併によってどうなったか、公債残高はどうか。ビフォー・アフターと言うのですけれども、わかりやすくするために市民・町民一人当たりを表にしてご説明いただきたいのです。そして、またその表がどういうことを意味しているのかについてのご所見もお伺いしたいと思います。合併についての質問です。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 続いて、3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 平成19年第1回定例会一般質問。3番、勝見幸弘。合併ばかりですけれど、合併問題について、私も質問させていただきます。

平成19年度の行政執行方針の中で、合併問題について「見極める時が来た」と表現されております。今年度中に結論を出そうとのことと思いますが、「いつごろ、どのように」結論を出そうとされるのか、お伺いいたします。

「竜王町市町合併推進検討会議を軸として」との表現もあります。「合併推進検討会議は、合併を推進することが目的なのか、検討することが目的なのか」との問いかけに、「合併を推進する会議だ」と答えられたとお聞きしました。もし、それが本当ならば、「合併を推進する会議を軸とする」とは「合併ありき」の方

向を示しているように受け取れますが、どうなのか、お伺いいたします。

平成14年2月の住民フォーラムの時に、「当面このままで……」との結論を前町長が表明されるまでは、全集落をタウンミーティングで周り、各種団体にも懇談会を開催するなどして、住民の意向把握に努められました。そして、状況が変化するならば再びタウンミーティングをして住民に問うことになっていました。アンケートをとられたまちもありました。最近、彦根市は住民投票条例を設置されたとお聞きします。「住民の意向・意見等を十分把握して……」とは、どのような方法をとられるのか、お伺いいたします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいまご質問いただきました、村井議員からは「合併問題について」、近藤議員からは「まちづくりと合併問題について」、若井敏子議員からは「合併は住民投票で」、そして、勝見幸弘議員から「合併課題について」のご質問をいただきました。

まず、本件、合併問題につきましては、既にご承知のとおり、滋賀県においては昨年12月26日に合併新法に基づくところの推進指針として、「滋賀県における自主的な市町の合併の推進に関する構想」および「滋賀県新市町合併支援プラン」を策定いたしました。

竜王町においては、このような情勢を機会に、将来の市町合併を見据えたまちづくりのあり方について住民の皆さんの話し合いを広げていくために、本年1月23日に町内の各界・各層の皆さんを中心とする「竜王町市町合併推進検討会議」を設置し、調査・研究に着手いただいているところであります。

いずれにいたしましても、合併問題については新たにスタートが切られました。今後も議員皆さまとともにこの課題に対応させていただきますので、格別のご尽力を賜われますよう、衷心よりお願い申し上げます。

ただいま村井議員、近藤議員、若井議員、勝見議員よりご質問いただきました市町合併にかかるご質問につきましては、関連がございますので、一括いたしまして関連質問ごとにまとめてお答えさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

まず、村井議員のご質問については、「県の案に対しての賛否を早く出さないと、次のステップに進めないのではないか」ということかと思いますが。県の構想は、県の審議会の議論を踏まえ、県の判断として、合併新法の期限内（平成22年3月31日）に自主的合併が可能であることを前提に市町合併を推進できる組合せ

を示しているものであります。この問題については、あくまでも竜王町自身が判断していくものであり、住民皆さんとの話し合いを広げ、その意向・意見を把握しながら進めていくべきものと考えております。現時点としては、県の構想案は、ひとつの案として参考にさせていただきますが、様々な視点から、広く検討研究を行ってまいりますし、あえて、県の案に対して、一旦、判断を行う考えはございません。

続きまして、近藤議員からご質問は、「各自治会での意見・反応について」「自律のまちづくりの方向と合併問題について」であります。この年末年始にかけて、市町合併の動向等について、町からの情報に基づき自治会でご報告をいただきました。その結果を報告いただいておりますのは、参加者個々のご意見でございますが、18自治会から約700にわたるご意見等を頂戴いたしております。今後の竜王町の市町合併を検討していく上で大切なご意見として、参考にさせていただきたいと考えております。

この3月広報では一部紹介をさせていただき、「合併に期待する意見」、「合併を懸念する意見」、「合併に慎重な意見」、「その他、進め方等に対する意見要望」などに大別されますが、現時点の状況報告に関わってのご意見として把握させてもらったものでありますので、今後、いずれにしても、住民皆さんが判断いただける情報を提示して議論をいただく機会が必要かと考えております。

次に、「自律のまちづくりの方向と合併問題」について、お答えいたします。前回の12月議会においてもその一端を述べさせていただいておりますが、自律のまちづくりとは、竜王のまちが持つ地域の人材や資源・特色を最大限に生かしながら、自治体行政にとって非常に厳しい変革の時代に、自治体も、そこに关わる住民皆さんも、「自助、自律の精神」を持って、戦略的にたくましくまちづくりを進めていくことであると考えております。

つまり、地方自治体として、経済振興や効率・効果的財政運営による財政基盤の安定確保、地方分権を担い政策形成を進める行政体制の整備・充実、住民が主役となる住民自治の形成を図っていくことを考えております。合併問題の状況に関わることなく、今推進すべきこととして奔走しているところであります。

これらの自律のまちづくり、ハード・ソフトの取り組みの達成こそ、市町合併の如何に関わらず、竜王町の住民にとって、竜王の地域の中でその機能が発揮され、竜王にふさわしいまちづくりへの体制が持続していくものと、強く感じているところであります。

引き続きまして、若井議員さんのご質問に答えさせていただきます。若井議員さんからは、「禍根を残さない結論を出す取り組みをどう進めていくのか」、「議論の場づくりと住民投票という方法についてどうか」、「旧蒲生町・旧志賀町の基金および公債残高の状況について」に対しまして、お答えをいたします。なお、若井議員からの1点目・2点目については、勝見議員からの「住民の意向把握について」のご質問に対しての、併せてのお答えとさせていただきます。

まず、市町合併の方向性を固めていくために、町の取り組みに対しての考え方ではありますが、市町合併を検討する上では、人口減少、少子高齢化の進行、国・地方を通じた財政悪化による構造改革の実施、地方分権の一層の推進と地方自治体の役割の変化といった視点から、竜王町としての将来をどう見据えていくのかが大切であろうかと思えます。また、そのことに加えて、今後の県下の市町合併の動向や道州制の状況を踏まえ、どう状況判断をしていくのかであります。住民皆さんの意向を把握し十分尊重しながら、見極めていかなければならないと考えております。

合併問題の判断の主役は、竜王町民であります。今、大事なことは、町といたしましては住民皆さんが判断いただける情報を提示して話し合いを深めていただくことであろうかと思えます。先ほどの視点を踏まえ、住民皆さんにわかりやすい資料の提供や、多くの住民皆さんに議論をいただける機会の提供であると認識をいたしております。

今日まで竜王町では、議員皆さんとともに、住民皆さんの積極的な協力により、この市町合併問題や地域再生のまちづくりに対しまして、住民皆さんの意向把握やご提案を受けていくため、自治会をはじめ各界・各層・各団体等を中心に、フォーラム・タウンミーティング・アンケート調査・懇談会の設置など、様々な手法で、できる限り多くの話し合いの機会をつくり、竜王町らしい丁寧な取り組みで今日を迎えてきております。

今後の進め方につきましては、このことの経過・経験を十分に踏まえ、新たな手法の検討も加えながら、現時点として一番適切な住民皆さんの意向把握の手法で取り組んでまいりたいと考えております。このことについては、議員皆さまからも、また、設置いたしました検討会議からもいろいろとご提言をいただいております。今後ともさらに議さま皆様からご指導いただきますとともに、ご協力をお願い申し上げます。

次に、その手法に対しての具体的なご提案についてではありますが、市町合併に

については、一人でも多くの方に話し合っただき、多くの意見・意向を把握していなければならない課題であります。現段階としては、情報提供の検討・準備を進めている段階であり、住民の小グループも対象とした議論の場づくりについては、参考とさせていただき鋭意努力させていただくという気持ちでございます。

また、住民投票という点について、その是非を含めて今後十分な議論が必要かと感じますが、その前提としても、広く住民皆さんとの深い話し合いを広げていくことが、今は大切であると考えております。

若井議員3点目のご質問の旧蒲生町・旧志賀町のことについては、この後に担当課長から回答をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、勝見議員からのご質問であります。「合併問題について、いつごろ、どのように結論を出していくのか」、「合併推進検討会議は、合併ありきの方向で検討されていくのか」に対しまして、お答えさせていただきます。

市町合併問題については、既に申し述べておりますように、急激な社会変化や構造改革が進む中で、また、旧法に基づく市町村の合併後の実態が見えかけているこの時期に、竜王町の将来を見据え、適切な見極めをしていく時期を迎えていると感じております。町といたしましても、その議論のスタートを切ったところでもあります。合併に関わらず何事にも時期というものがあり、その時期を見逃さずに、その時点において適正な状況判断や、そのことに向かったの努力を怠ってならないと常々感じておるところでもございます。

本町の市町合併についても、一定、その時期にあると考えております。このことについては、本来、住民皆さんの熱心な議論を深め判断していくことが大切であり、あえて期限を切って拙速に進めていくことではないと考えておりますが、当然、十分な議論を踏まえてですが、合併新法の期限内での取り組みを実現するとするなら、それこそ駆け込みではなく、関係市町との合併協議に十分な議論や手続きの期間が必要であろうかと思っております。

これまでの周辺市町の状況から見る時に、2年程度は必要であり、このような期間を想定する中で、平成19年度末には一定の方向づけしていく時期であると考えております。

大切なことは、このことをきっかけに、この町が、この地域が、子孫の時代にどうあってほしいか、今いる者がどう考え、その目標に向かっていかに進めていくかであり、その意味で、迎えます平成19年度の一年は、竜王町において正念場の年として、議員皆様・検討会議の皆様にご尽力を賜わり、一層の精力的な取

り組みを行ってまいりたいと考えておるところでもございます。

続きまして、設置いたしました竜王町市町合併推進検討会議を含め、「合併ありき」の中で進んでいるのではとのご質問ですが、合併新法が施行され、滋賀県においても法律に基づく市町合併の推進構想が策定されてきました。県構想にとらわれるものではありませんが、少子高齢化、地方分権、周辺状況等を踏まえる中で竜王町という地方自治体として、10年後、20年後を考えますと、市町合併を見据えた将来のまちづくりの必要性は感じておるところでもございます。行政執行部といたしましては、今回、それらのこともしっかり十分認識いただける情報の提供を行い、より深い議論を深めていただき、十分に将来のまちの歩み方を踏まえた住民意向を求めていきたいと考えております。

このようなことから、単に「合併ありき」という視点でなく、また、現時点の状況にとらわれることなく、将来の竜王町のまちづくりのビジョンを描き、積極的に市町合併をどう捉まえていくかであります。そういった視点から住民皆さんの意向や意見を導き出したいという思いが、今の町のスタンスであります。

また、合併推進検討会議においてもご理解をいただきながら、現在、今後の議論を深めていただくため、調査・研修を熱心に取り組んでいただいている段階でもあります。その進め方についても、運営委員を中心にご検討をいただいているところでございます。

以上をもちまして、4人の議員さまからの合併問題に対する私からのご回答とさせていただきます。いずれにしても、この課題は、住民皆さんの意向を尊重し、その総意を大切に、竜王町の将来に禍根を残さぬ決断をしていかなければならないと、重く感じております。今後はさらに議員皆さまや合併推進検討会議の皆さまとともに、精力的に、具体的に、幅広く議論を重ねていくことになるかと考えております。執行部といたしましても、さらに調査・研究を深めながら鋭意努力してまいりますので、議員皆さま方の絶大なるご協力をよろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 若井議員の3点目のご質問でございます、合併したまち、あるいは合併直前の基金・公債費についてのお尋ねでございます。旧蒲生町・旧志賀町の基金および公債残高の状況について、お答えを申し上げます。

基金および地方債残高の合併による変化につきましては、2つの要因が考えられます。まず1点目は、まちが大きくなることにより、小さなまちの持つ要素は

大きなまちの現状に溶け込んでしまうというもの、2点目は、合併にかかる費用や財源不足をまかなうために、新市においても基金の取り崩しや地方債の発行が行われるであろうという点でございます。

まず、1点目の大きなまちに溶け込んでしまうとの要因でございますが、合併前の平成16年度決算で見ますと、蒲生町の財政調整基金・減債基金およびその他特定目的基金残高の合計額は、19億4,877万5,000円でございます。これを平成17年3月31日現在の住民基本台帳人口1万5,052人で割りました住民1人当りの基金残高は、12万9,000円でございます。

同じく、蒲生町が合併する前の東近江市の基金残高は88億7,619万7,000円で、これを同市の住基人口7万6,299人で割りました住民1人当りの基金残高は、11万6,000円でございます。比較として、2つのまちの基金残高・人口を合算した上で割りました住民1人当りの基金残高は11万8,000円となり、ほぼ東近江市の残高に近いものとなります。

同様に志賀町の状況を見ますと、志賀町の住民1人当たりの基金残高は4万円、大津市は2万1,000円でございます。これを基金残高・住基人口のそれぞれを合算し割った住民1人当りの基金残高は2万2,000円となり、ほぼ大津市の残高に近い額となります。

次に、地方債の残高でございますが、基金残高と同様に合併前の平成16年度決算で見ますと、蒲生町の地方債残高は58億9,703万1,000円でございます。これを平成17年3月31日現在の住基人口1万5,052人で割りました住民1人当たりの地方債残高は、39万2,000円でございます。東近江市の地方債残高は307億7,821万2,000円で、これを住基人口7万6,299人で割りました住民1人当りの地方債残高は、40万3,000円でございます。2つのまちの地方債残高、人口を合算した上で、割りました住民1人当りの地方債残高は40万1,000円となり、ほぼ東近江市の残高に近く、蒲生町の住民から見ると9,000円の増となることとなります。

同様に志賀町の状況を見ますと、志賀町の住民1人当たりの地方債残高は39万1,000円、大津市は36万3,000円でございます。これを地方債残高・住基人口のそれぞれを合算し割った住民1人当りの地方債残高は36万5,000円となり、ほぼ大津市の残高に近く志賀町の住民から見ると、2万6,000円の負担が減ったこととなります。

以上から蒲生町・志賀町とも、合併したまちの規模に相当の違いがあり、結果

として、大きなまちの持つ要素に溶け込む形となったことがわかります。

次に、2点目の要因であります合併にかかる費用や財源不足をまかなうために、新市においても基金の取崩しや地方債の発行が行われる点でございますが、先に申し上げましたとおり、合併前の蒲生町・東近江市の合算による住民1人当たりの基金残高は、11万8,000円でございます。これを、年度途中からではあります、合併後の決算である平成17年度の東近江市の住民1人当たりの基金残高11万2,000円と比較いたしますと、6,000円の減となっております。

同じく志賀町・大津市の合算による住民1人当たりの基金残高は、2万2,000円でございます。平成17年度の大津市の住民1人当たりの基金残高1万9,000円と比較しますと、3,000円の減となっております。

次に、地方債残高でございますが、合併前の蒲生町・東近江市の合算による住民1人当たりの地方債残高は、40万1,000円でございます。これを平成17年度東近江市の住民1人当たりの地方債残高41万8,000円と比較しますと、1万7,000円の増となっております。

同じく志賀町・大津市の合算による住民1人当たりの地方債残高は、36万5,000円でございます。平成17年度の大津市の住民1人当たりの地方債残高37万円と比較しますと、5,000円の増となっております。

このことから、充当目的までの分析はできませんが、合併後においても基金の取り崩しや地方債の発行は必要であり、住民一人当たりの基金残高の減、地方債負担の増が生じるものと考えられます。以上、若井議員さんからのご質問に対して、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 意見収集も大変だろうと思うところがございますけれども、町長がお答えいただきました点について、いろいろ4人の議員さんが聞いておりますので、重複するところもあると思います。また、答えてもらったこともあるかもわかりませんが、私が感じたところを1つずつ言わせていただきたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

町長が常々言うておられますように、10年、20年を見据えた対応が必要であると言っておられるところでもございますけれども、今の国の借金、また地方分権が推し進められまして、安倍内閣も言うておられますように、道州制も検討されているところでもございます。こうなりますと、合併は避けて通れないと思うところでもございます。そのためにも、今、我がまちが取り組んでいるインター周辺の開発の推進とか、それに対する具体的な計画も早急に必要であろうと思うところでもございます。それによって、合併相手の模索も変わってくるのではないかと思うところでもございます。

また、今までは竜王町は合併に対して、よそのまちと1回も協議会などの勉強会もしていない滋賀県でも唯一のまちでもありますので、これらがいろいろネットワークになっていないのか。また、大きな合併を考えて、我がまちの1企業の財政力のよさに酔いしれていたのではないかというところもあると思います。この際まず第一歩として、少しでも財政力のよい、また将来性が見込まれる市町との合併の問題について考えてはどうかと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま村井議員さんからの再問でございます。

私も申しておりますように、現時点ではなかなか先を見通すということは大変難しいことではございますが、将来に向かって、竜王町はこのままで安泰でいけるのかというようなこともしっかり見極めないといけないということが、10年、20年という言葉を使っておりますが、これは私でなく、皆が真剣に将来性を考えていただかなければならないなと思っております。

また、道州制の問題でございますが、これは国の方とか、最近この問題も取り沙汰されております。私もある新聞を見ましたら道州制が出ておりまして、今後は道州制に進めていくというような話がかかれておりますし、県はなくなって、市が主体になるというような話も出ていますし、なかなかその内容については、我々は現在では判断しにくいところではございますが、このような問題が浮上してきたということは事実でございますので、これについても今後において十分な研鑽を深めていかなければならないなというように思っておりますので、併せまして議員さんと共々にこのことにつきましては勉強させていただきたいと思えます。

また、まちの中でございますが、インター周辺の整備でございますが、これに

つきましても長年の間、玄関口と言われております竜王インター周辺でございますが、なかなかこの周辺整備が今日に至ってできておらないということは事実でもございます。この周辺整備するにいたしましても、なかなか竜王町だけが周辺整備ということにもならないかと思っておりますので、この辺は近隣があるわけでございますが、こういった方面にこの周辺整備については呼びかけをし、またご協力を願わないと、この周辺の整備も大変であろうと、このようにも考えておりますので、こういった面につきましても、合併どうのこうのではなしに、やはり近隣のご協力をいただきながら整備を図っていかなければならないと思っております。

また、合併の相手ということでございますが、これが一番大事ではなかろうかということで、現在は合併相手があって合併推進ということではございませんが、やはり将来に向かっての合併はどうあって取り組んでいくべきかということが大事であろうということでございます。そして、合併としては今、大きな合併はどうかというようなお話でございますが、これは当然、合併は大きくなっていくということでございますので、これもやはり私といたしましては、そう一気に大きな合併というわけにはならないと思っておりますけれども、合併するのであれば大きい方がいいのではなかろうかなと思っております。

またそして、財政力のあるまちとの合併というお話でございますが、これもなかなか、相手さんのあることでございますので、当然、合併するならば財政力のあるまちと合併するのが前向きな考え方であろうと思っておりますが、これも相手のあることでございますので、慎重に取り組みを考えていかなければならないと思っておりますので、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） ただいま町長から前向きな回答をいただきましたけれども、ここで一町民の方から意見をいただいておりますので、これは答えてもらう必要はございませんが、町民はこういうことも考えておられるのだなということも聞いていただきたいと思っております。原文のまま読ませていただきます。

『市町村合併について、私の私見』と書いて、「前回合併しなかったのは、正解だと思います。ただし、今後も単独でやっていけるかという、いささか不安があります。現在、単独でやっていけるのは、ダイハツの企業城下町だからです。幸い、ダイハツが好調だからよいものの、クライスラーの例のように、いつどうなるかわかったものではありません。また、好調であっても競争力を強めるため

の海外への生産拠点の移転で、竜王工場の空洞化ということも考えられます。既に中国への投資を増やしていつているようでございます。以上の考察より、合併はせざるを得ないでしょう。企業誘致がままならなければ、合併すべきです。ただし、国・県・近隣市町の圧力や全国の合併の進行状況に押し流されるような形での合併は、絶対にしてはならないと思います。何といたっても肝心なのは、合併してどう変わるかです。合併は妥協の産物です。したがって、ケンカは早いうちにされた方がよいので、早い目に協議会を設立して真剣な協議をすべきです。協議にあたっては、竜王町として絶対に譲れない守れない施策と、ある程度の妥協をしても残したい施策等の区分けの準備をする。これらを参考にして、よりよいまちのためにがんばっていただきたいと思います」ということが書かれておりますので、これをまた参考にして、今後のまちづくりをしていただきたいと思います。以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中島正己） 近藤重男議員。

○5番（近藤重男） ただいま町長さんからるる回答をいただいたわけでございますけれども、その中で1問でございますけれども、各自治会の意見ということで、18集落から延べ700人の方々の意見を聞かれたと。大切な意見を聞かれたと。このようなことであるわけでございますけれども、残されております、竜王町集落32集落、そのうちの14集落はまだその意見が出ていないようであります。それについては今後どのようにされるのかということ、その意見についてひとつお伺いしたいわけでございます。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 近藤議員さんから質問いただきました、住民皆さん方の意向調査でございますが、先般も22集落の皆さん方からいろいろとご返事をいただいたという結果を先ほど申し上げたところでございます。

今後においてもやはり、これは全町的な問題でございますので、幅広くこの問題については、住民の皆さん方のご意見を十分拝聴していかなければならないと思っております。

その方法につきましては、また事務局から皆さん方に徹底した文書か、またそういう機関を通じまして検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中島正己） 近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 回答いただきまして、ありがとうございます。

自律のまちづくりということですが、これにつきましては、山口町長さんは、竜王町の資源を最大限に生かした戦略、また推進していくのには、ハード面とソフト面を達成しなければならないと、このようにおっしゃったわけでございます。これにつきましては具体的に、今日これを求めるということではできないわけでございますので、やはり早く実現できるような方法でひとつお取り組みいただきたいと思うのでございますので、ひとつこの点につきましては回答は結構でございますので、早く自律のまちづくりの達成ができるような方策を講じていただきたいと考えるところでございますので、その点をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島正己） 続いて、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 合併の問題について、再質問をさせていただきます。

まず、再質問の1点目ですが、お答えの中で、住民の皆さんに十分周知徹底する、情報開示しながら議論をしていただく材料を提供するということについてはご説明をいただいております、それについては了解しているところですが、その住民の皆さんにどうして周知徹底するのかという、議論に加わっていただくのかということについての方法については、今後というお話がありました。

やはりここが一番大事なところで、答弁の最後で聞いておられますと、やはり議会と検討会議を進めていくというふうな、矮小化した形の答弁になっているようなことも思うわけで、どうしても住民一人ひとりの皆さんに提起をしながら、最終的には住民投票という方法をぜひ考えていただきたいということで、改めて質問しておきたいと思っております。

2つ目に財政の問題で、私も蒲生町・志賀町というふうに通告で文書を出してしまいましたので、ところが、通告文書は蒲生町・志賀町の皆さんなど、がっぺしたまちはどうなっているかということを知っているわけで、蒲生町・志賀町のことだけを言ってくれというつもりで書いたものではありませんので、これにつきましては、ぜひ合併したところの合併前の起債の状況、公債費の状況について一覧表をつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思うのです。

私も実は決算カードを調べまして、湖南省と甲賀市と野洲市について、それぞれ合併する前の、例えば湖南省で言いますと甲西町と石部町の合併する前の基金の状況、公債費の状況、今度合併して湖南省になった段階でのそれぞれの状況を、住民一人当たりでどうなっているのかということを知り上げました。湖南省

と甲賀市も非常にたくさんの町ですが、合併する前の市町の合計と合併した後の甲賀市の状況、野洲市については2町ですけれども、合併する前のそれぞれの状況の合計と合併してからの野洲市の状況を比較してみたのです。

それで見ますと、出した数字が、今日の志賀町・蒲生町の話が出てきましたので、質問の中で言うてしまう自信がなくなってしまったのですけれども、非常に大きな違いが出てきているのです。湖南市について言いますと、その状況はあまり変わりがない。基金も公債費も、一人当たりで計算するとそんなに変わりがないのですが、甲賀市と野洲市について言うと、課長の答弁の中にもありましたけれども、基金はやはり減っていますし、公債費は非常に増えています。これはもう顕著な表われ方だなどと思って見ていました。

それで、ほかの合併したところの状況がそういう数字でわかるように、ぜひ、後刻で結構ですから、資料をいただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

その時に、今同時に、志賀町・蒲生町の話聞かせてもらいましたけれども、竜王町の15年末・16年末で起債・基金は一人当たりいくらなのかというのは、今のこの時点でご答弁いただきたいと思っています。志賀町のこととか蒲生町のことを言ってもらいましたけれども、竜王町はどうかということも質問しておきたいと思えます。

4つ目に質問しますのは、合併は相手があることということで、県が示しているパターンについて特にそれを意識しているわけではないのだというふうな答弁も町長からありましたけれども、近江八幡の会派が出しているビラというのを入手しまして、これを見ていると、井上さんという方が代表質問をされているという資料なのです。その部分だけしか実は送ってもらってないので、ファックスで送ってもらったのがその部分だけなのですけれども、こんなふうに代表質問で市長に聞いておられるのです。

企業誘致の用地は考えているのかというような質問があつて、その次に、官庁街から市役所が消えるのではという質問があつて、アンサーで、耐震診断結果に合併を鑑み、竜王町地先を含む南部に移転することを考えているというふうに、これは議会答弁だというふうなニュアンスの書き方が、新政会のビラの中で出ているのです。

ちょっと検索してみたのですが、まだ議事録には出てないらしいので、議事録から拾い出すことはできなかったのですが、市長は、近江八幡市役所の耐震診断

結果で、建て直す必要があるというふうに認識していて、その場所をどこへ持っていくのかということについて、竜王町地先を含む南部の方に移転しようと思っているのだというふうに議会で答弁しているとなると、竜王町においていただくみたいな話ですから、これはやはり何らかのコンタクトが近江八幡と竜王の中にあるのかなど。私たちは逆に、町長は黙っておられるけれども、何か相談されているのではないかと考えてみたりするところがあるわけですがけれども、相手があるということでは、近江八幡あたりからどのようなコンタクト、あるいは安土の方からどんなコンタクトがあるのかということ、改めてお伺いしたいと思います。以上、4点になりますが、よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井議員さんからの再質問でございます。

先ほど、住民に開示ということでございます。議会、また検討委員会の方から住民の皆さん方に徹底して、この合併問題がわかってもらえるのかということだと思いますし、そういうことでの住民投票が一番いいのではないかと質問かと思えます。

当然、世紀的な問題でございますので、合併を進めた方がいいとか、止めた方がいいという、ただたんなることだけではこの問題はなかなか難しい問題でございます。住民投票にする、しないに関わらず、これも慎重に、どうして決めていくかということも今後において十分、時間はかけられませんが、十分この問題については検討を深めていきたいと思っております。

そしてまた、財政状況でございます。これまた担当課長から説明してもらいます。

先ほどお話がございましたように、近江八幡市の議会の質問で、庁舎を南の方へ持っていくというような話があったということで、先般、八幡で出会ったのか、議員の方から市長に問い掛けたら、市長が新しい庁舎は南の方へ建てるのだという話をされているのだと。議会にも何も話をかけないで、勝手なことを言っているというようなことで怒っておられたのを聞きました。そういうことは事実であります。言われたのは事実でございます。

しかし、近江八幡市長から竜王町長に、1市2町の合併の呼びかけというものは一切まだ何ら聞いてもおりません。これは私もそう簡単に「そうですか」と言うわけにもまいりませんので、これはひとつこの場ではっきりと、このコンタクトは全然できておらないということを言明させてもらっておきます。以上、私か

らの答弁とさせていただきます。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 合併前の市町に関わりましての再質問をいただきましたので、お答えいたします。

今回分析をさせていただきましたのは、通告でございました2町だけの関係でございます。回答でも申し上げましたように、なかなかこういった推移の内容・原因等につきましては、お答え申し上げましたように、あくまで想定できるものでございまして、なかなかその中身を知るということは大変難しいということと考えております。

ご質問の旧志賀町・旧蒲生町以外のデータということでございますので、また一度分析をいたしまして、お答えを申し上げたいと思います。なお、この部分につきましては一覧表にして資料を提供させていただくというわけにはまいりませんので、その辺だけご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、2点目の質問の竜王町の住民一人当たりの状況はどうかということでございますが、議員、平成15年度というのを再質問いただいたと思いますけれども、平成16年度の決算と平成17年度の決算の状況につきまして、竜王町の住民一人当たりの額をご説明申し上げます。

基金残高でございますけれども、平成16年度の決算によりますと、住民一人当たりの基金残高は8万1,000円でございます。それから、これは地方財政統計年報によるものでございますが、平成17年度の基金残高の住民一人当たりの額は、7万4,000円でございます。若干減少いたしております。

次、地方債残高でございますが、平成16年度末の住民一人当たりの地方債残高は、56万8,000円でございます。平成17年度末の地方債残高、住民一人当たりでございますが、56万4,000円でございます。以上、お答えいたします。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 私の方で調べてみて、例えば先ほど言いました野洲市ですけれども、野洲市でいきますと中主町と野洲町ですね。中主町と野洲町と、甲賀市もそうなんです、湖南市はあまり変わらなかったと先ほど言ったのですけれども、甲賀市・野洲市というのはどちらも、一人当たりで換算すると借金が増えて、基金は非常に下がっていると、そういうふうな結果ですけれども、竜王町は今、16年・17年の結果を出していただいているわけですけれども、竜王町が例えば

近江八幡市と合併したらこれはどうなるのかという見通しみたいなのは、もちろんどんな事業をするのか、何に金を使うのかということも当然出てくるわけですが、自動的にと言うとおかしいですけれども、行政は生き物ですから、死んでいると仮定して計算はできないのですけれども、何か、もし近江八幡市の財政の状況で八幡と合併した時、あるいはあるいは安土も含めて1市2町で合併した時、この数字がよくなるのか、悪くなるのかというのは全く想定はできませんか。非常に難しい計算もあるのかなというのと、先ほども言っていますように事業がどうなのかということもあるのですが、あまり事が動かないということ仮定して、それがどうなるのかというのは想定できるものではないのでしょうか。財政についてだけ改めてお伺いしておきたいと思うのです。

私、合併したところがよくなったかということについては、2年や3年で結論を出すことはできないと思うのですけれども、行政サービスが財政がよくなっているかどうかというのは、やはりその年その年で検討していける視点ではないのかなと思うのです。

そのことは、例えば蒲生町の方々が、子どもを保健所へ連れていこうと思ったら八日市まで連れていかなければならないと言っておられることからしても、やはり住民サービスというのは後退していると思いますし、財政の面でいきますと、今、ほとんどの自治体が財政危機に陥っているという状況で、竜王町があえて、今どんな数字を出してもらおうのかわからないのですけれども、ややこしいところと、財政的にあまり不安定なところと合併して、竜王町があえて厳しい道を選ぶ必要が今あるのかどうか。大きなまちも小さなまちも、どこに住んでも健康で文化的な生活を営むことができるというのが地方自治の基本姿勢だとするならば、自治体との間の格差を是正するということについては、やはり国に求めていかなければならないことで、そこに地方自治の原点があるのだというふうに私は思っているところです。

矢祭町へ研修に行った時は、町長さんも議員でおいでになって一緒に出かけたわけですが、その時の町長は、濃い水と薄い水を混ぜてできる水は、より濃くなるということはないのだという話をされまして、私たちはこのことを肝に銘じておく必要があるなと思っています。文字どおり将来に禍根を残さない議論を、議会も当局もやはりこのことに集中していただくことをお願いしておきたいと思います。

そういう意味で、合併することが、相手がどこであれ将来的な財政が安定的に、

今の竜王町の状況よりも安定的に確保できるのだということがきちんと証明されない限り、合併の道へ歩むべきではない。ダイハツがどういう状況になるかわからないということは当然あるわけですが、だからといって今からそそくさと逃げていく必要はない。そういうふうに思っていることも含めて、お話ししておいて、財政のことだけはもう一度ご所見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 若井議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

基金残高および地方債の合併による変化につきましては、当初の答弁で2つの要因を申し上げました。まちが大きくなることにより、小さいまちの持つ要素が大きなまちに吸収されるということは、これは1つの計算ではそういうことが判明いたしますので、どうしても小さなまちが大きなまちの財政様相に変わっていくということは、お答えを申し上げたところでございます。

しかしながら、2点目で申し上げました、合併にかかる費用や財源不足を賄う新市における基金の取り崩しとか、あるいは地方債の発行には、合併特例債も含めまして大変難しい要素があると思います。そういうところが、ある意味では甲賀市や野洲市に表われているのではないだろうかという憶測をしております。

なお、ご質問の近江八幡市等のことでございますけれども、このことにつきましては、前回、湖南市とかあるいは野洲市、あるいは近江八幡市あるいは安土町におきまして、財政の中で勉強会でレーザーチャートというような表でご説明させていただいた経緯がございます。そのことで一度説明をさせていただいておりますので、もう一度それをご覧いただきますと、竜王町と近江八幡市の枠組みの中ではどうのように財政が変わるかというようなことはご説明をさせていただいた記憶がございます。

今すぐと言われますと数字が出ませんので、間違った数字を申し上げますといけませんので、この場では回答を控えさせていただきたいと思っております。

なお、竜王町の財政の状況でございますけれども、先ほども村井議員さんの住民さんの意見もございましたように、竜王町は竜王町なりの財政が大きな特性もがございます。普通交付税は不交付でございますが、1つの企業による税が大半を占めている状況でございます。そういったことも絡めて、なかなか財政問題だけが合併の視点ではないと思っておりますので、その辺はそのように私も認識をいたしているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） いろいろ3人の方に対しての、また答弁をいただきまして、最終的に最後になりましたので、どういう形の質問をさせていただこうかなと思っておるのですが、大まかに3点ほど、とりあえず再質問という形でお答えをいただきたいと思っております。

まず1点目、合併の議論を進めていく中で、なぜ必要かというところで、人口の減少だとか少子高齢化だとか、あるいは財政の問題だとか、地方分権で末端の市町村に仕事がたくさんおりてくるというふうなことの問題だとか、そういったことが合併を進めていくための要素なのだというご説明・ご回答がありました。

その中で、地方分権の中の1つの例として少し考えてみたのですけれども、こういうことは考えられないのかなということでご質問をさせていただきます。

地方分権によって、福祉の分野などで専門的な職員が多数必要になってきているそうです。小さなまちではたくさんの専門的職員を置くことができないので、合併して規模を大きくしていかなければならないという話があります。確かにそのとおりだと思います。

しかし、だから合併がその解決策なのだという議論には、いささか疑問符がつきます。専門的職員とは、ある分野の専門だということです。たくさんの分野があれば、その数は際限がありません。合併して規模が大きくなっても、相当大きくなると追いつかない話だと思うのです。竜王町では、国保の診療所に医科と歯科の先生がいらっしゃいます。まさしく専門職員です。自律推進計画の中に、公設民営との話もありますが、行財政改革の中で外部委託やアウトソーシングの必要性を議論しながら、一方では専門職員を多数置かなければいけないから合併が必要なのだという話になるのは、いささか矛盾しているのではないかなと思うわけです。この点についてどのようにお考えなのかということ、1点ご質問させていただきます。

次に、「将来にわたって合併は避けて通れない」という発言がいろいろ出てきます。私は、「合併の議論は避けて通れない」だと思うのです。「合併は避けた通れない」だとすると、全国にあります市町村、特に町村はこれから町村ではあり得ないのだという議論を前提にされているようです。果たしてそうなのでしょうか。全国の町村がすべてなくなるのでしょうか。

政令指定都市というのがあります。全国の市町村の中で別枠で別格に大きな市が、市町村の権限以上のものを持つという別枠の制度がございます。今後はひょ

っとしたら、合併できない町村に、別枠の権限・制度が必要になってくるのではないかなど。これは日本の国土を考えていただければおのずとわかることですが、そうすると、合併は絶対避けて通れない話ではないのだと。まして竜王町のように財政力指数が1を超えている町村については、今この段階で、合併は避けて通れないという議論をすることは、私はおかしいと考えております。この点についてどのようにお考えか、2点目の質問とします。

それから、3点目ですけれども、合併の議論については、資料の提供、機会の提供をして、住民さんの意見を十分聞くのだと。そして、住民さんの中で議論していただくのだというお話でございます。そのとおりだと思います。だから、あえて期限を切るべきではないというふうに町長もおっしゃいました。あえて期限をきるべきではないのだけれど、今回の新法によって、もし合併するのであれば2年間ほどの期間が必要だから、19年度末には方向づけをしたいというお話でございました。何か矛盾しているような気がするのです。19年度末である方向づけをしたいということは、平成22年3月で合併することを前提に方向づけをするのだというふうに聞こえるわけですが、住民さんに十分な資料の提供をして議論していただく場を提供するのであるならば、あえて期限を切るべきでないと言われている話を、そのまま続けるべきではないかなどということを思っておりますが、そのことについて、あえて19年度末に方向づけをするということについて矛盾していないのかどうかということについて、3点目の質問をさせていただきます。

それから、今思い出しましたが、最初の質問の中で、「住民の意向・意見等を十分把握してというのはどのような方法をとられるのか」という質問をしたのですけれども、過去にはタウンミーティングとかフォーラムとかしてきましたというご回答がありました。これからはどうするのかということについて、具体的な回答がありませんでした。タウンミーティングをするのか、しないのか、お答えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 勝見議員の再問にお答えいたします。

合併論議の必要性でございますし、昨今の状況は、十分もうご承知いただいておりますように、少子高齢化時代、また地方分権によって非常に地方は大変大きな役割を担っていかなければならないというような状況でもございます。そして、合併して福祉分野については、昨年も東近江の福祉分野の担当者の会議の折に、

合併されたところにつきましては既に専門分野が置かれ、またそれなりの専門員さんも位置づけをされておるし、また、施設も整っておるということで、「町長さん、やっぱり合併されたところは専門的な方もおられるので、非常にスムーズに運営をされておられます」というような話を担当から聞いたこともございます。

今のお話では、なかなかそれだけが合併したとりえではないというように聞き受けたわけですが、なかなか一遍にあれもこれもというようなわけにはいかないと思いますが、そういったことは私といたしましては、そういう専門的な分野においてはメリットがあるのではなかろうかなという判断もしておるところでございます。

そしてまた、竜王の医療関係でございますが、これはもう早くから民活民営にしてはどうかという議論も踏まえてきたわけですが、これにいたしましてもなかなか思い切った施策が打ち出せてはない状況でございますが、これも今後においてはひとつ、民活の方向性に進んでいかなければならないというように思っておるところでございます。

そういったことで、合併して職員のそれぞれの分野に必要性、また不必要性もいろいろと出てこようかと思いますが、合併したということになれば、これはもう合理的にやっていかなければならないので、専門的な分野の職員の必要性は賄えていくのではなかろうかなと思っております。なかなか実際、その現場に入っていないとわかりませんが、これも重々それまでに議論をしていかなければならないと思っております。

また、「合併は避けて通れない」ということは違うのではないかというふうなお話でございます。避けて通れないということでは、私はなかろうと思っております。それはそれぞれのまちがしっかりと取り組んでいけば、通れないという大きな問題ではなかろうかなというように思いますが、やはりいずれにいたしましても、これからの竜王の将来を見極めていく上においては、通れないとか、そういうことではなくて、やはり体力をつけていくということは大きくならなければならないというように私は思っております。避けて通れる、通れないということは、私としてもはっきりとこの場では申せませんが、大きくならなくてはいけないだろうということは申し上げておきたいと思っております。

そしてまた資料の提供でございますが、住民の皆さんに、どこまで、どのように、末端に徹底した開示ができるかということは、非常に難しい問題でございますけれども、これも今日まで竜王町といたしましても平成13年頃からか、皆さん

方のいろいろな懇談会を交えながら、またフォーラム・タウンミーティングも回を重ねてきたところでございます。

こういったことをやはりきめ細かくしていくことによって、皆さん方にいろいろな情報が提供できるというように思っておりますが、なかなかこの点につきましても、本当にきめ細かくやっていかなければ充実はできないものと思っておりますけれども、これはもう鋭意努力をさせていただきたいと思っております。

そしてまた、住民の意見を把握するには、タウンミーティング等をやるのか、やらないのかということでございますが、これは当然、タウンミーティングといったものはしっかりとやっていかないと、住民の皆さんの声がなかなかこちらの方に届いてこないのではなかろうかと思っておりますので、これだけはやはりいろいろな方向を踏まえながら、タウンミーティング等を進めてまいりたいという思いでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） いろいろご回答いただきましたけれども、専門職員のことに関しては、いい面も悪い面もあろうかと思っておりますが、矛盾していないのかという問い掛けに対して、矛盾していないのだという回答ではありませんでしたので、矛盾しているのだらうなというふうな気持ちで受け止めさせていただきたいと思っております。これは、専門職員の話もそうですが、19年度末の期限の話についてのご回答がありませんでしたけれど、そのように受け止めさせてもらおうかなと思っております。

最後に、これだけはもう一度確認しておきたいと思っております。私は、合併の議論も行政のあり方というの、根本は住民の幸せのためにということが基本であると思っております。住民の考え方の中には、様々なレベルの判断があります。「商売がやりやすくなるので合併した方がいい」とか、そのような個人的な考え方に基づくものから、将来の国や地方行政のあるべき姿・理想を描いての議論まで、千差万別あると思っております。「どの考えが多いから」だとか、「どの声が大きいかから」だとかの判断より、どのような結論になっても、誰もが十分考え、とことん議論して、その上で出した結論なら、たとえ反対した人であっても、「仕方がないか。みんなでとことん議論して出した結論なのだから」と、納得できるということが考えられます。

将来に禍根を残さないようにという言葉がございましたが、禍根を残すとは、とことん議論をしたか、しなかったかということだと思っております。町長は

このことについていかがお考えなのか。とことん住民さんに議論をしていただくということについて、お約束できるかどうか、改めてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 勝見議員さんの再々問にお答えいたします。

合併問題について、将来に禍根を残すか、残さないかについては、相当な住民の皆さんに説明等々も当然のことです。私はやはり今後の竜王町の将来において、やはり誤りのない方向性をつかんでいかなければいけないということは、これはもう誰もお考えのとおりでございます。

そういったことを、やはりこれはその先頭に立って住民の皆さんにご指導を申し上げながら、行き先を見極めながら議論を交わしていくというのが行政の役割でございます。「あの時になぜこういう問題を行政は情報を提示しなかったのか」というようなことがあってはならないと私は思って降ります。そういったことに、この合併問題につきましては、将来において誤りのない判断を示していく上においては、十分に住民の皆さん方と議論を交わしながら取り組んでいかなければならないと。そういう方向性をまとめてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 続いて、1番、寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 平成19年第1回定例会一般質問。1番、寺島健一。質問事項、第4次竜王町総合計画の推進と行財政改革の執行方針について。

平成19年度は、将来を見極める重要な時期であると思われまます。これの基本方針が、過日、第1回定例会初日に発表されたところであります。その中に、「第4次竜王町総合計画に基づき策定された国土利用計画と都市計画マスタープランを推進し、町の活性化を図る。また、地方分権の推進と市町村合併が進められる中、第4次竜王町総合計画を基軸に竜王町行財政改革大綱・集中改革プランおよび竜王町自律推進計画により、地域再生のまちづくりに邁進する」とあります。これらについての今日までの成果と今後の実施計画および具体策をお尋ねいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 寺島議員さんのご質問についてのお答えをさせていただきます。

現在、本町では第4次竜王町総合計画に基づき、「緑と文化の町」を基本理念に、

めざすべき将来像を「田園文化が薫る交竜の郷」とし、地域の魅力を生かし活力を創出し、本町ならではの誇りを持てるまちづくり、個性あふれるたくましいまちづくりを推進しているところでございます。

新年度には、計画第7年次目を迎え、本町といたしましては、いよいよ、たくましいまちづくりの戦略的な施策を推進するため、特に、「生活拠点である都市核づくり」「竜王インターチェンジ周辺整備による産業振興」「若者定住などの住宅施策」について、具体的に計画検討に着手できる段階となつてまいりました。

このことは、ご承知のとおり、特に本年度におきまして各施策の実現に向けて、国・県への粘り強い要請活動や法律・制度の改正等により、その実現手法を見出せる段階となつてきました。また、その推進を前提とします土地利用についても、この3月議会でもご審議をお願いしております総合計画実現のための「竜王町国土利用計画」の見直しや、都市計画サイドからの基本方針として「竜王町都市計画マスタープラン」の策定の目処が立ちましたことから、取り組むべき個々の課題はありますものの、新年度においては、具体的な検討へステップアップさせていただけるものと考えております。

これら地域再生のまちづくり各施策の実現のために、今日まで、効率的・効果的な行政運営を図る行財政改革を図りながら、その上で積極的な行政展開を図ってきたところでございます。その点につきましては、自律推進計画をベースといたしまして、これまで主な取り組みの概要をその柱ごとに報告させていただきます。

地域再生の柱に関わりましては、産業立地誘導等に対して、企業誘致推進室を設置し、須恵地先の工場設置や来年度2工場稼働に向けて建設を着手しております。

県有地等のインターチェンジ周辺の活性化につきましては、その事業手法の検討や土地利用の見直しにとどまっておりますが、県商工観光労働部等との連携から、その展開手法を見出す段階となつてきております。また、関連いたしまして、インターチェンジ周辺の西武所有地約16haの寄付覚書締結をさせていただきまして、この土地を活かす活性化の実現が一層進むものと考えております。

生活拠点である都市核づくりの形成に向けては、懸案でありました事業手法について、県都市計画部局への積極的な提案・要請活動を行ってきた結果、地区計画制度の指針改定の目処を得てきておりまして、引き続き具体的手続きへと進める状況にございます。

農業振興の面では、従来から積極的に取り組んでおります環境こだわり農業や、特定農業者団体等の育成については、農業者のご努力により目標以上に拡大してきており、現在、環境こだわり米栽培19ha、特定農業団体20集落、認定農業者26人となっております。

地域における活動・取り組みとしては、大きく、地域密着型福祉ビジネスとして、高齢者介護を中心に3つのNPOが組織化と施設整備・事業展開が図られてきております。

また、子育てや環境への取り組みも、行動計画が策定され、地道ではございますが、その展開が図られてきております。

続きまして、財政改革の柱に関わりましては、職員の削減につきましては、本年度当初において138人であり、2ヵ年12名の減となっております。集中改革プランに掲げました平成22年度目標133人へは、今後、段階的に抑制を図り達成に努めてまいります。

総人件費の抑制にあたりましては、給与制度の大幅な改正、管理職手当の引き下げ、さらには、議員皆様も含め特別職の報酬改定・減額をいただいているところであります。

補助金等の改革につきましては、ご理解を賜わりながら、福祉医療扶助費の対象者の見直しや団体への運営補助の抑制をお願いしてきたところでございます。

事業・施設の民間委託等については、大きくは公共施設の指定管理を4施設で導入いたし、学校給食や医療部門では、様々な事情から現時点では調査・検討に留まっております。

歳入の確保については、施設使用料の改定、減免基準の見直しをはじめ、窓口手数料の改定を実施させていただいており、また、長年改定されておられませんでしたが国民健康保険税についても、ご理解をいただく中で、平成17年度より区分毎の割合の見直し等の改定を実施しております。

続いて、行政改革の柱に関わりまして、他の自治体にさきがけ、平成17年度より助役の兼掌による収入役の廃止を行ってきており、新年度からは地方自治法が改正される中、助役に代わる副町長の選任、一般職によります会計管理者の設置が行われることとなりました。組織のスリム化や住民窓口のワンストップサービスを目標に、平成17年度より2課12係減の機構改革を実施し、その状況を踏まえつつ改善に努めております。

外郭団体の運営につきましては、それぞれが町の自律推進の狙いを認識いただ

き、各団体において運営改善活動、意欲改革、調査研究を実施していただき、第3セクターの統合に向けて検討し、平成19年度からは地域振興事業団への社会体育業務の委託、社会福祉協議会への一部民生福祉業務の委託等が大きく進められる状況となってきております。

各種行政施策・行事イベントの見直しにあたっては、体育や環境部門においてイベントによる啓発推進から、住民参加の地道な事業として、地域総合型スポーツクラブの充実、町総合防災訓練の実施、エコライフ推進活動の展開等があげられます。また、特に夏まつりのイベントは、住民に楽しみある行事として、商工会と観光協会を中心に住民主導の事業として継続をされてきております。

行政サービスの拡大にあたって、接客対応の充実や公共施設の禁煙、窓口のワンストップサービスを目指すフロアの配置改善などを実施し、また、新年度から実施します、利用しやすいホームページに向けてのリニューアルや自治会等への貸し出し備品の窓口一元化の準備を行っているところでございます。

最後に、意識改革の柱に関わりましては、住民参加のまちづくりについては、精力的に地域や団体との懇談会を開催してまいりました。今後、定例開催等の手法を検討し、さらに充実・拡大を図ってまいりたいと考えています。

地域再生のまちづくり懇談会につきましては、まちづくりの政策立案の素案づくりの段階において関わっていただき、また、その上に、住民意向の把握にも関わる等、住民参画の視点から大変意義深く感じております。

また、細かなことではございますけれども、本年6月より「町長への手紙」を広報・メール等で実施を行っており、約10件余りのご意見を頂戴しております。新年度におきましては、そのシステムの充実・拡大を予定しております。

職員の人材育成にあたっては、特に職員人材育成方針の改定に取り組み、近く公表の段階となっております。この取り組みでは、方針づくりの作業の中でも意識改革研修の実施や全職員が議論を踏まえてきており、今後の展開において大きく期待できるものと考えております。

また、県や外郭団体との人事交流につきましては、2年前より積極的な展開を行ってきており、職員のスキルアップに加えて、町行政や外郭団体の運営改革に及ぼす影響も大であり、しっかりと効果があると感じております。

以上、代表的なこの間の取り組みを申し上げたところであります。別途それぞれの各部門や個々の事務事業の中で進めさせていただいているものもございす。掲げました計画につきましては、様々な状況から調査・検討段階にとどまっ

ているものもございますが、引き続き鋭意努力を行ってまいりたいと考えております。

取り組みに対する成果・効果の点検評価、さらには、外部からの評価といった点については、十分ではないと認識をいたしておりますし、また、こまやかな期間での目標設定や定期点検等のご意見もいただいております、今後、検討しながら努力してまいりたいと考えております。

なお、参考のために、節減等の効果額につきましては昨年9月議会でもご報告をいたしておりますが、17年度決算ベースでは、平成16年度に対する節減目標8,300万円に対しまして、約2億円の実績効果額と算定させていただいております。今後の展開につきましては、冒頭に述べましたように、「都市核づくり」「インターチェンジの活用」「若者定住などの住宅施策」のたくましいまちづくりの戦略的な施策が、いよいよ具体的に計画検討に着手できる段階となってまいりました。迎えます19年度は、そのステップアップの年度であり、それぞれの施策が、向こう数年の中期的な中での達成が見込めるものと考えております。

以上で、ご質問に対してのお答えとさせていただきます。個性溢れるたくましいまちづくり、地域再生のまちづくりの着実な実現に向けまして、さらに鋭意努力を重ねてまいりますので、今後とも議員皆様の変わらぬご指導とご協力をお願い申し上げます、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） ただいま、国土利用計画と都市計画マスタープランについての実施計画等言われました。

これらのことにつきましては、特に国土利用計画・都市計画、土地問題は所有者等の相手さんのあることかなと思っております。またその上に許認可などいろいろと規制があり、計画どおりなかなかいかないかなと思っておるところでございます。

今言われた実施計画、また具体策どおりなかなか難しいと思っておりますし、それらについての進捗度と言いますか、これのチェック体制とはどのようなになっているのか。その辺ももう少し詳しくお願い申し上げたいと思います。

それから、2点目の行財政改革と集中改革プラン、また自律推進計画の実施の件でございますが、いろいろと実績の列挙をしていただきました。既に17年度から実施されており、多くの成果があります。

先ほども少し触れられておりましたが、一方、計画どおり進んでいない、全く

取り組みのないものもあるかなとも思っておりますし、それらについての原因などはどうか。そのあたりをもう1点お願い申し上げたいと思います。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 寺島議員さんの再問にお答えさせていただきます。

1点目に、都市問題等、法的な規制等、かなり難しい状況があるので、チェック体制はどうするのかというご質問だと思います。前段申し上げましたように、まず、総合計画に基づきます国土利用計画を策定させていただきまして、まずその部分で第1段、まちの基本となります計画を樹立・変更させていただくというものでございます。

その上におきまして具体的に、先ほど申しました都市計画マスタープランと、あとまだ諸法が農地法等いろいろあるわけでございますけれども、具体的に先ほど申しました国土利用計画の部分を鑑みながら、具体的にそれを進めていきたいということで、今現在その調整を図っているところでございますので、まずはその計画から次のステップにいきたい。それと同時に、個別法の段階に進めていきたいなという考え方をしております。

それぞれの個別につきましても、チェック体制等、いわゆる法律が種々ございますので、その辺を重々いろいろな部分で把握しながら進めてまいりたいということで、申されました特に土地問題、町では総論の部分で国土利用計画を計画させていただきます。各論に入りますと、当然ながら地権者等がおられます。また地域の皆さんにもご協力いただかなければならない部分がございます。そういうような部分におきまして、個別法の段階で対応してまいりたいというような考え方をしております。

それから、第2点目の財政改革なり、また意識改革、それから行財政改革の中で進んでいない部分があるのではないかと、先ほど申しましたように、やはり進んでいる部分については進んでおりますけれども、なかなか進んでおらない、前段の質問にもありましたけれども、特にアウトソーシングの面とかいろいろな進んでいない部分がございます。そういうような部分につきましても、やはり今後、十分な検討・話し合いをしながら進めてまいりたいということで、今申しましたように、原因をやはりこの中で追究しながら進めてまいりたいというふうな考え方をしておりますので、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） ありがとうございます。ただいま、明るい光が見えてきたと、

見通しがついてきたように思われます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、もう1点でございますけれども、特に先ほどから財政改革についての問題が、先ほども合併の中でもいろいろと議論がされておったところでございますが、財政の件であります、これは継続性のある貸借対照表の手法でございますけれども、前回の時にもそのようなことを述べさせていただきましたが、貸借対照表の手法を取り入れるべきかなと思っております。これにより、負債なら負債関係、借金の関係でございますけれども、負債関係、また先ほども基金の関係とか出ておりました。定期貯金みたいなものだと思いますけれども、そういう関係が、今申しあげましたように、貸借対照表ですと一目でわかる。そしてまた継続性があると思われますので、これらの手法について、執行部としてどのようなお考えか。取り入れることについて提案みたいなことをさせていただきたいと思いますが、どうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいま寺島議員さんから再々質問で、行財政改革に関わりまして、財政の問題をご質問いただきました。

ご存じのように、なかなか町の方は普通の単式簿記でやっておりまして、貸借対照表とかそういうものは、複式的な簿記の経営でございます。今、財政の方ではバランスシートとかキャッシュフローというような試算を今現在、研究いたしております。いろいろ県の方からもそういう、普通会計あるいは企業会計・特別会計を含めたいろいろな意味でのバランスシートあるいはキャッシュフローを作成するようにも指導を得ておりますので、今、一生懸命そういうことを研究しながら、いずれ議員の皆さん方にもそういったキャッシュフローを含めまして公表させていただくように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ただ、キャッシュフローとかバランスシートができますと、過去の投資額とか、そういうものをすべて調べなければならないという点がございます。一定の限界もありますが、その辺取り組みをさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 平成19年第1回定例会一般質問。2番、川嶋哲也。「県経済振興特区」制度に申請された、町の特区計画の結果についてお伺いいたします。

前回12月定例会に続き、竜王インターチェンジを核として計画されている竜王町経済振興特区の認定について、再度伺います。

竜王町の特区計画については、昨年9月および12月議会の答弁で、今年度が認定申請受付の最終年度であり、県の審査会の開催時期に合わせて2回の申請をされたが、いずれも認定が見送られたことはなぜか、再度、明確な理由をお聞きします。

竜王町は、早くから県の指導により認定を受けるべく計画を進めてこられた。12月議会の答弁では、県は、年度内での受付、また19年度以降の新たな経済振興施策について、どうするかを含めて検討中とのことでしたが、その結果についてもお伺いいたしたいと思います。

特にこのことについては、12月議会に、町長が知事と直接話し合っていたきたいとお願いをいたしたところでございますが、その結果についてもお伺いをいたしたいと思います。

なお、平成16年度から18年度までに、この計画策定に要した費用についても、また、国・県の支援費についてもお伺いいたしたいと思います。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 川嶋議員さんの、滋賀県の経済振興特区制度に申請いたしました町特区計画の結果についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご高承のとおり、本町は個性あふれるたくましいまちづくりを進めるため、その手段の1つとして、いわゆる県版特区制度の認定を目指し昨年2月と11月に申請をしたところでありますが、残念ながら認定には至りませんでした。

昨年2月は、ライズ構想として町全域を区域とし、「農と健康新田園拠点創造特区計画」を申請しました。また、前回は、より具体化した計画として、インターチェンジ周辺の未利用地とダイハツ工業滋賀工場の隣接地を地域とし、「若者交流型活力創造特区」として申請したところでございます。

町といたしましては、インター周辺の未利用地の活用を念頭に置き、自動車産業の集積や新たな企業の立地促進を図るため、県版特区を取ることで都市

計画区域の随時見直しができることを大きなメリットとして取り組み、市街化調整区域での開発促進を目指していたところでもございました。

県版特区、いわゆる滋賀県における特別な区域として、全国や世界に通じる資源や魅力として、地域の特性を生かした力強い経済振興を図る区域として、期間を限定して集中支援するために設けられた制度であることから、審査会では、「総花の計画である。」、「民間事業者の事業のそれぞれについて、関連性が見えない。」などの意見があり、結果として認定が見送られたことは、議員ご高承のところでもございます。

県においては、先月、最終の申請募集の案内があったところでありましたが、事前相談の際に、新年度早々、地域の特性・強みを生かした企業立地促進等を通じ、地域経済の活性化の実現を目指す「地域産業活性化法（仮称）」の施行が予定されているので、現在の竜王町が抱えている市街化調整区域での工業用地の造成等の課題解決については、農地法や都市計画法などについても国の支援が受けられるこの法に基づく認定を受ける方がよいのではないかとアドバイスを受け、県版特区の申請は見送ったところでもございます。

なお、本町と同様に、以前より県版特区の申請を行っていた栗東市や新規申請を検討中であったもう1つの市についても、同様に申請を見送り、この地域産業活性化法での認定を目指すとの情報も得ているところでもございます。

現在、県におきましては、この法の施行が5月上旬とのことで、6月下旬の第1回申請を目指し、この認定に向けた市町説明会を数回開催しているところであり、本町といたしましても、その認定を受けるべく準備に取りかかっているところでもございます。

このような状況であるため、議員ご質問の町長と知事の直接対話の機会をあえて持っておりませんが、今後、活性化法での認定の手続きを進める中で、必要があればそれも検討しなければならないと考えております。

最後に、平成16年度から18年度までにこの計画策定に要した経費についてであります。平成17年度から構想策定に着手しており、調査や構想策定のために、17年度には委託料として668万8,500円を、18年度には115万5,000円を、2カ年で784万3,500円を執行しております。なお、これらの成果物については、活性化法での認可を受けるための基礎資料として生かしていくところでもございます。

また、今までに国・県の支援については、調査計画段階ではございません。

今後とも、個性あふれるたくましいまちづくりを実現するため、県の商工観光労働部や関係機関等の指導もいただきながら、目的達成のため努力していく所存でございます。以上、川嶋議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 結果につきましては、全協等でも聞かせていただいたわけですが、今お話の広域的地域活性化法の適用を受けていきたいということのようでございますが、これにつきましては、県がどのような形で取り組んでいたか、その点が明らかでないようにも思います。

しかしながら、やはり竜王町としてはそれに手を挙げていこうということのようでございますが、町としてどの辺まで関わっていくのか。初めから町が手を挙げたら町で何もかもやるのだということであるのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

6月に認定申請するということであるわけですが、これも1回ではなかなか難しいようにも思います。しかしながら、前回の県の特区そのものを見送られたということであれば、やはり県にも優先的に認めていただけるような方策をやはり考えていただくべきではないかと思うわけですが、これからの事業でございますので、結果というのはなかなか難しいと思うのですけれども、6月に申請した場合、いつ頃に結果が得られるのかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 川嶋議員さんから再度のご質問でございますので、お答えさせていただきます。

過日の地域創生まちづくり特別委員会の中でもご説明申し上げたと思いますけれども、今申しましたように、地域産業活性化法ということで、新年度から国の制度が、法制化が実施されるということでございます。基本的に、まず最初に、今言いましたように、3月末で基本的に基本計画、3月から4月にかけて基本計画というものを県の方で取り組みに骨格を作成されると。それから法施行と先ほど申しましたけれども、法施行につきましては、基本方針の作成とか公表等も5月にされます。それから、当然、協議会等の設立がございますので、協議会の設立を6月上旬にされまして、それから県として基本計画の決定を国の方へ申請を県の方からしていただくということになっております。

それで、基本的な考え方でございますけれども、特に新しい法律の中での取り

組みは、主体はそれぞれの地域であります。というふうな考え方でございます。それから、県ではそれぞれ地域の計画づくりと実行をサポートするために、それぞれワンストップの窓口を県として設けますというふうな状況でございます。それから、特に県としては圏域の協議会等も県としてつくっていくというふうな計画でございます。そういうようなところから、町として特に今申しましたこの計画づくり等につきましても、県の協議会へ参加していきたい。また、竜王町としても、特に町の計画が、先ほど申しましたように特区制度ということで計画しておりましたので、その部分、インター周辺等も含めまして町として関わらせていただきたいということでございます。

特に、初めから町が関わるのかということでご質問がございましたけれども、基本的にはある一定、協議会の仕組み等が決まるまでは、町が関わってさせていただくということになるかなと思います。

それから、特に竜王町の場合優先的というご意見がございましたけれども、特に県の方にも竜王町として、何とか今までの経過がございますので、その要望はいたしておるところでございます。それに県としてどうかというご返事はいただいておりますけれども、努力はさせていただいております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 県版特区の二の舞にならないように努力をしていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 2点目の質問をさせていただきます。子どものいじめ対策についてお伺いしたいと思います。

昨年12月定例会に引き続きまして、子どものいじめ対策についてお伺いしたいと思います。毎年、全国でこどものいじめの件数は2万件以上あるということですが、竜王町では、昨年12月議会の答弁では35件とのことでした。その後の状況についてお伺いしたいと思います。

また、本年1月に開催されたいじめ問題対策協議会の協議等の内容、特に対策についてお伺いしたいと思います。

教育委員会では「電話相談窓口」が設置されたと聞いております。今日までに相談を受けられた件数は、また、その内容と対応についてお伺いしたいと思います。

平成19年度の子どものいじめ対策の方針と、さらに、いじめ問題対策協議会の開催等についてもお伺いいたしたいと思います。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 続いて、10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 平成19年度第1回定例会一般質問。「いじめ」の未然防止と早期発見をということで質問させていただきます。

今年度大きくクローズアップされました1つであります「いじめ」について、18年度の新聞記事（事件・事故）の件数は、4月から11月中旬までで54件あり、国会でも大きく取り上げられました。町として「いじめ」に対する取り組みはどうだったのか。

また、19年度教育行政方針には、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識と、「いじめはどの子にも起こり、どの学校にも起こる」という危機感を持ち、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止の取り組みを進めるとともに、早期発見・早期対応を図りますと掲げられております。その具体策をお伺いいたします。

○議長（中島正己） 松村教育課長。

○教育課長（松村佐吉） ただいま川嶋議員さんと岡山議員さんから、いじめ問題についてのご質問がございました。お答えさせていただきます。

まず川嶋議員さんからの、12月の議会の答弁からの、その後のいじめの状況についてのご質問について、お答えいたしたいと思います。

昨年11月15日の調査では、竜王町内で「いじめ」もしくは「いじめが心配される」件数として35件があがっておりました。しかし、3月7日の時点で、35件中24件が解消し、11件が今なお継続して指導中でございます。

また、11月15日以降、新たに把握した「いじめ」もしくは「いじめが心配される」件数につきましては、竜王町内で8件ありまして、そのうち3件が解消し、今なお5件が継続指導中でございます。

いじめは、いつでも、どこでも起こり得ることであり、常に回りの大人たちが危機感を持って対応に当たらなければなりません。そういう意味でも、早期発見・早期対応に努力し、いじめを把握した後、継続して指導に当たっております。幸い、今のところ良好な状況になりつつあると思われま。

次に、「いじめ問題対策協議会」の協議内容と対策についてのお答えでございますが、1回目の会議につきましては、いじめに対する、全国や県下の状況を資料

を使ってご説明申し上げ、その後、町内の各学校における取り組みや、他の機関の関係者からのご報告もいただきました。その中で、事象によってはいじめかどうかの判別が難しいというようなことをごさいますて、また、大人のわからないところでいじめが起きておりまして、また、本人も誰にも話さず自分ひとりの胸に秘めていることが多いのではないだろうかというような話が出されました。そのため、いじめられている子が相談できる窓口や継続的な取り組みが必要ではないかというような意見が出されました。

2回目の会議につきましては、いじめ専用電話の設置計画があることの報告を申し上げます。またさらに、中学校の生徒会での取り組みや小学校の取り組み、主任児童委員さんによりますところの学校園訪問の報告がございました。学校だけでなく、保護者や地域、特に父親の関わりが大事ではないかというような意見も出されたところをごさいます。家庭教育のあり方も話題になり、来年度は家庭教育の重要性を訴えた家庭や地域への広報や啓発パンフレットの配布事業なども考えていくべきというような方向も打ち出されたところをごさいます。

また、「電話相談窓口」の設置と相談件数についてのお答えでございますが、今日までは、58-1006ということで、健康推進課にかかってきた相談電話につきましては6回でございます。すべて同じ人物ではないかというふうに考えられますが、これにつきましても確かではございません。最初は電話の対応がうまくできずに、すぐに電話を切られるというような状況がありましたが、町で作成いたしましたマニュアルによって、だんだんとうまく対応できるようになってきております。

来年度からは、相談専用の電話、58-3760というような番号をいただいておりますが、教育委員会内に設置するよう準備いたしております。そして、そのことを町民に知らせるために、広報や相談電話カードを全生徒への配布も考えておるところでございます。そういった按配では準備にとりかかっているというようなところがございます。

4点目の、川嶋議員さんの平成19年度の「いじめ対策」の方針と「いじめ問題対策協議会」の開催と、また、岡山議員さんの早期発見・早期対応の具体策とは関連がございますので、ご一緒にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こり得ることで、そして、いじめは絶対に許されないことをごさいます。その意識を常に持ち続けることが大切であると考えます。その姿勢がいじめ撲滅につながってい

くのだというふうに思います。

そのためには、まず1つ目といたしまして、担任の子どもへの関わり方を見直していく。危機意識の継続、何でも話せる学級での取り組み、また、いじめに対して継続した取り組み、児童会・生徒会活動の見直し。

2つ目といたしましては、組織で動く体制づくりをしっかりとっていくこと。担任だけに任さない体制づくりや生徒指導担当・教育相談担当・特別支援コーディネーターなどによりますところの役割を重要だというふうに考えております。

3つ目といたしましては、地域・保護者への啓発と連携をしっかりとっていくことなどの取り組みが大事であると考えております。

来年度は、その3つのことを大事にしながら、「いじめ問題対策協議会」、またいじめ問題に対応いたしたく考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 国ではいろいろ対策なりお書きいただいておりますが、岡山議員さんからもお話がございましたように、やはり総点検で早期発見と、これは国なりも掲げておりますし、今もお話がございましたように、教員が子どもと触れ合う時間もやはり必要ではなからうかと思っております。

さらに、問題としては不登校をつくらないと、これも国なりもそういうような考え方もあるようでございます。竜王町にはそういう方はおられないかと思っておりますけれども、その点も含めてやはり考えていく必要があるのではないかと思います。

さらに、放課後子ども教室などでも、サポートするとか、そういうことも言われております。それから、先ほどもお話がございました親の応援体制、これが一番重要でなからうかと思っております。さらに、土曜活用の学習機会の充実とか、そういうことも含めまして検討していくべきではないかと思うのですけれども、教育長さんにお尋ねしたいと思っておりますが、特に父親の関わりが、何でも今はお母さんにみんな任せておられるような形がとられていると思うのですけれども、やはり父親の関わりが一番重要でなからうかなと思うのですけれども、父親そのものも懇談会もされております。そういうようなことも含めまして、啓発が重要かと思うのですけれども、やはりなかなか父親が授業参観とかPTAの懇談会に出てくるといのは少ないと思うのですけれども、その辺を踏まえまして、やはり地域に先生あたりが出て行って、お父さんやお母さんに出会っていただいて、地区別懇談会を教育委員会主催でもやっていくべきではないかなと思うのですけれども、

ども、その点について教育長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井寛成） 川嶋議員さんの再問にお答えしたいと思います。

今おっしゃるとおり、「お父さん、出番です」というような言葉を出しながら、学校の方でいろいろな授業をする時に、よく小学校・幼稚園で父親学級とか母親学級があったと思うのですが、最近は父親学級や母親学級というのは、欠親家庭という言葉もありますし、両親の揃っていない子どもたち、またおじいさんやおばあさんのいない子どもたちにとって、両親とか祖父母学級というのがいいのか悪いのかということがよく言われておまして、今最近、そういった言葉は使いませんが、やはり両親学級という中でも、やはりお父さんに一度出てきてほしいなという、学級の、PTAの組織で授業参観といったことをこれからはしていくべきであるなという思いをいたしております。

今、中学校では、「学校へ行こうよ、学校から出ようよ」というような取り組みを来年度していく予定をしております。少しでも、一人でも多くの方が学校へ来ていただいて、1回でも2回でも地域へでかけよう。そういう中で地域と学校がひとつになって子どもを育てていこうと、そういうような取り組みも今進めているところでございます。

あと、教育委員会の方で地区別懇談会をしてはどうかというご質問でございますけれども、やはりこれは学校が中心となって取り組んでいるところでございますので、教育委員会としてはなかなか取り組みにくいな。けれども、社会教育といった分野ではいろいろな研修会とか、そういったことは計画を立てていけるという思いをしております。ご意見を参考にしながら、次年度は一度そういったことを考えてみたいという思いをしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中島正己） 岡山富男議員。

○10番（岡山富男） いくつか質問させていただきます。

特に私の場合は、未然防止と早期発見という中から、特に文部科学省の方から、学校における緊急に取り組むべき5つのポイントというのがあると思います。全職員がいじめの問題の重大性を認識し、実態に目を向ける。学校に児童・生徒の悩みを受け入れる場をつくる。学校全体に正義を行き渡せる。生き生きとした学級・学校をつくる、推進する。家庭や地域と連携を強化する。

家庭においては、配慮すべき3つのポイント。親はしつけを見直し、子どもにしっかりと身につけさせる。親は子どもの日常生活に十分な目配りをする。親は

子どもに対して一面的な評価をせず、それぞれの個性・特性を生かすように配慮する。というのがあります。

実際にこういうように文部科学省からも言われているというところから、町としてはそれに対してのいろいろな対策等を立てられていると思います。早期発見というところから、そういうところをもっともっとどのように教育委員会として察知されているのか。

また、学校内でも各クラスで満足型・管理型・馴れ合い型というのがあると、私もこれを聞かせてもらいまして、満足型というのは、学級・生徒がうまくいっている。管理型というのは、先生がずけずけと指導していく。馴れ合い型と言いますのは、先生と生徒があだ名同士で言われているという、そういう3つがございいます。そういうことで、満足型から馴れ合い型になると、馴れ合い型ではやはり3.6倍のいじめが出てくるというのがあると思います。

そういうようなところからも、やはり教師の自覚度というのと、うまくクラスでのいかにどういようにまとめていくかというの、これは必要になってくるかなと思います。そういうところも教育長はどのように考えておられるのか。

また、竜王中学校では、昭和61年1月13日に「竜王町人権宣言」、この中でもいじめ・非行などのない学校を目指しなさいというのも実際に出てきているというのがございいます。

その後、平成8年度にこれをまた見直しもされております。その中もありますし、本当にいじめというのは、10年スパンで出てきているというのが現実なところでございいます。

そういうところから、先ほど川嶋議員さんの質問の中にもありましたいじめ対策の協議会、これも年に2回の対策協議会しかない。実際にこれも本当にたくさん起こっている中、やはり起こってからこの協議会をするのではなしに、やはり未然防止として何回もやり出して、そこからやっていくのが本当ではないかなと思います。

竜王町としては、最初は「いじめはありません」という話は聞かせてもらったのですが、実際に深くなってくると、何件かはやはりいじめという感覚になってきているのと違うかなという話まで聞かせてもらっています。そういうところを踏まえて、教育長からお答えを受けたいと思います。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） 岡山議員さんの再問にお答えしたいと思います。

先ほども議員さんがおっしゃいましたように、他府県においては、いじめによる児童・生徒自ら命を絶つということがたくさん起こってあるということを思います。学校教育に携わるすべての教育者一人ひとりが、改めてこの問題に重要性を認識していかなければならないと思います。

いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していかなければならないと思います。教育委員会ではこのことを深刻に受け止め、いじめ根絶に向けた取り組みを強化していきたいと思っております。

いじめは、児童・生徒の人格と発達、人権尊重の精神、この育成からも見逃すことができない重要な問題でもありますし、学校教育においても一番基本的に考えていかなければならないものでもあると思っております。先ほど課長からお答えもさせていただきましたけれども、教育委員会では、教育行政方針の中に、小・中学校の具体的努力事項の中でもこのことについて触れさせていただいております。そういった基本認識に立って、各学校とも4つの取り組みを一層徹底していきたいと思っております。

いじめる子どもに対しては、「いじめは人間として、いかなる理由があろうとも絶対に許されるものではない」という認識を徹底させるような教育を進めていきたいと思っております。

そして、もう1つは、いじめられる子どもを徹底して守っていく。そういうような立場に立つということ。そして、いじめられている子どもの立場に立つてものを解決していく。そして、社会全体が、いじめは絶対に許されないという認識に立って、学校・家庭・地域が連携して推進していきたいと思っております。

また、いじめを防止するためには、児童・生徒が出すサインを敏感に受け止めることが大切かと思うわけです。毎朝、朝の会の時に学級担任が出席を取るだけではなしに、一人ひとりの子どもの顔色を見ながら、「昨夜はよく眠れたでしょうか」、「ご飯を食べただろうか」と、そういうふうな健康観察も大事な仕事になっております。そういった時に、その時のちょっとした子どもの様子をしっかりと見られるような、そういうような教師に職員も育てていきたいという思いをします。細かく観察のできる教師、そういう中でいじめというのは早期発見をしていくものではないかなという思いをしております。

いじめが出てきた時には、やはり的確な取り組みが大事であると思っております。問題を教師ひとりが抱え込まずに、校長や教頭・生徒指導・教育委員会を含んで迅速に、また組織的な対応ができるように、学校とともに取り組んでいくた

いと1つは思っております。

また、地域の方では、こういったことを受けながら、PTAの皆さん方ともいろいろな課題を出し合い、相談し合って、事の解決は学校だけではなく、そういったものも巻き込んでいきたいなという思いをしております。

それから、いじめ問題対策協議会の持ち方・あり方でありますけれども、今ご提言いただいたことを大事にしながら、次年度は対策協議会を進めていきたいという思いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中島正己） 岡山富男議員。

○10番（岡山富男） ありがとうございます。

それと、やはり子どもたちの相談窓口、その中でもある程度のいろいろなカウンセラーの先生がたくさんおられます。そのカウンセラーの先生というのは、町としてはしっかりとその方々を持っていただくというのは必要ではないかなと思ひます。この方にやはり子どもたちの悩み、またそれは学校の先生も相談を受けられるところかなと思ひます。

そういうところのカウンセラーの先生は、本当に必要ではないか。これからの町を背負っていただく子どもたちには、本当にそういうことで悩んで最後に自殺とか、そういうことがないように、やはりそういうはけ口のところ、それによって子どもたちが悩んでいるところをそのカウンセラーの先生によって、またホッとするというところ、それが本当に必要ではないかなと思ひます。その辺をもう少し精力的に出してきていただきたいなと思ひます。

それに伴って、学校側としましては、子どもたちのSOSをキャッチしようということで、早期発見チェックポイントというのが、これはたぶん教育委員会にも回っていると思ひます。観察とかそういうことでいろいろな項目がされていると思ひます。その結果集計を見られた中での、教育委員会としての感想等をお聞きしたいと思ひます。以上です。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） おっしゃるとおり、今までずっと報告をさせていただきました、そういったものを含めて取り組みを進めていきたいと思ひます。

それともう1つは、相談を受ける人たち、そういったものがたくさんいるというのが一番大事だろうなと。ただ電話一本の窓口だけではなく、今おっしゃるカウンセラーとか、当然、学校の先生でも相談のしやすい先生、相談のしにくい先生、また地域でも相談のしやすいおじさん・おばさんというのがおられると思

うのですけれども、そういう人たちがやはり1人でも2人でも多い社会づくりと
いったことが非常に大事かという思いをしております。今もおっしゃることを大
事にしながら取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思っております。

○議長（中島正己） 次に、5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 平成19年第1回定例会一般質問。5番、近藤重男。幼稚園・
学校関係の管理について、質問いたします。

幼稚園・小学校・中学校とも、学校管理計画のもとに基本方針・教育目標を掲
げ、人格形成の場として、保護者と連携をとりながら、安全安心の学校づくりに
努められております。

危機管理防犯面における門扉は立派に整備されていますが、広い運動場での遊
具の安全点検・耐用年数等、樹木の管理はどのようにされておられるのか。

教育予算について、平成19年度予算では6億8,800万円とされているが、
平成18年度予算では7億1,900万円、前年比95.3%・3,100万円が減額
とされているのはなぜか。

それから、幼稚園・小学校・中学校の教育関係者と町当局との懇談会・意見交
換会等は、毎年開催されておられるのか。以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（中島正己） 村地教育次長。

○教育次長（村地半治郎） 幼稚園・学校の管理についてのご質問にお答えさせてい
たきます。

幼稚園・学校の管理については、校・園長の管理下、各教職員が担当部門ごと
に行っております。ご質問第1点の遊具の安全点検・耐用年数等については、購
入時に備品台帳に登載し、日常点検業務については主に用務員が行い、校・園長
が安全面等から毎月1回点検を行い、また、年1回、専門的観点から業者点検・
補修等を行っております。

耐用年数が経過した遊具については、逐次更新を計画しておりますが、安全面
を考慮する中、できるだけ長持ちさせるためメンテナンスに心がけ、PTA等の協
力を得ながらペンキ等の塗り替え等を行い、使用年数の延長に努めております。

また、樹木の管理については、日常管理は用務員、また、施肥等はPTAの協
力により行っております。選定・消毒等は、シルバー人材センターに年間委託し
ております。

ご質問第2点目の教育予算については、一般会計予算に占める割合は当初予算

ベースで、16年度は13.2%、17年度は13.6%、18年度は15.1%、19年度は14.5%の割合となっております。

お尋ねの18年度予算と比較して19年度予算が3,100万円減少している原因でございますが、18・19年度の2ヵ年で中学校の大規模改造事業を実施しており、18年度は1億3,600万円、19年度は8,775万円で、大きくはこの差額4,800万円の減と、人件費減700万円強がマイナス要因で、合わせて約5,500万円が単純にマイナスになるわけでございます。小・中学校のコンピューター導入関連予算に約2,000万円を増額されておりますので、おおまかな計算ではございますが、差引き約3,100万円の減少となっております。

ご質問3点目の校・園との懇談・意見交換の開催でございますが、教育委員さんが各校園長・教頭の管理職の意見交換が年1回、また、教育委員さんの学校・園訪問が年1回、また、教育委員会事務局として校・園長会が月1回、教頭会が年3回、用務員会が年1回、教務主任会を随時開催し、また、予算要求時に事務職員会を教頭を交えて開催しております。

いずれの会合も、こちらからの指示・伝達、また、学校・園からの要望等意見交換を行い、学校運営が円滑に進むよう努めております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 近藤重男議員。

○5番（近藤重男） ただいま質問に答えていただいたわけでございますけれども、ここを見てまいりますと、現場を見た中で見ますと、非常に遊具の点検なり、そういうことについては長持ちということなり、そういうもので配慮されているということはよくわかるわけでございますけれども、覆い茂る大きな木なり、そういうものについても十分ひとつ今後管理していただかなければならない。学校に任せておくということではなくて、町としても見ていただかなければならないだろうかと思うところでございます。

また、予算につきましては、今聞かせていただきましたように、大規模改造なり、いろいろな関係で減額をしてきたということでございますけれども、私はやはり、教育については金を惜しまないと言うと何でございますけれども、やはり教育関係には予算的にも十分配慮していただいた中でお願いしたいと思うところでございます。

それからもう1つでございますけれども、あとの遊具の関係の竜王の幼稚園の遊具でございます。その端に消防自動車が置かれているわけでございます。それ

を子どもが遊ぶと言うのか、その場に置いてあるということであれば、それでいいわけでございますけれども、見てまいりますと、あまりにもひどい状態の中の消防車でございます。ひとつこれについてはここでどうこう言うのではなしに、ひとつあれについてはどういう目的で置かれたのか。あるいは、今後どういうふうにされるのかということがわかればお教えいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 村地教育次長。

○教育次長（村地半治郎） 1点目の低木と高木との関係でございますが、確かに教育予算が少ないということは、心配していただいてありがとうございます。そして、高木につきましては、夏の涼しい時には非常に木陰としてよろしいのですが、定期的な手入れはしていないということで、このため建物が夏の繁茂期になると、それから台風時期になると、建物に被害を与えているということもあると言うか、危険性があるということで、樹木についてはすかし等のことをさせていただきたいと思っております。

そして、消防車につきましては、町の消防自動車の更新時に幼稚園の子どもさんの勉強を兼ねたということで、非常に園長から貴重な遊ぶ道具と言うのか、勉強道具だということを聞いております。逐次頭に置いて、更新時には幼稚園の方へ、竜王幼稚園また西幼稚園に配置していきたいと思っております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 再度質問させていただきます。

更新時でないとの消防自動車が入れ替えられないということでございます。消防自動車は1台新しいものを買おうと2,000万円近い金が要るようでございますけれども、あまりにも竜王幼稚園の消防自動車は、前面ガラスもないし、テープが張られてひどいものになっておるように見受けられますので、ひとつあれでは教育になるような、資料として使えるものではないように私は思いますので、ひとつその点につきまして、もう少し何とか、子どもが見てもまた学べるような1つの材料にしてあげていただきたいなと思っております。

それから、あとの関係でございますけれども、先ほど申し上げなかったわけでございますけれども、中学校・小学校・幼稚園の先生と当局との懇談会、いろいろされているわけでございますけれども、ひとつやはり町のトップの町長さんも交えていただいて、教育方針なり、そういうものがあるわけでございますけれど

も、どうあるべきかというようなことあたりもひとつ、1年に1回ぐらいはお話し合いをしてもらったら、よい方法が見つけれられるのではないだろうか、このように先生方も要望もあるだろうし、また、町としての考えも、お互いが膝をつき合わせての話ができるように私は思いますので、その点につきましては回答はいただかなくて結構でございますので、どうぞその点につきましてご配慮をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 町が委嘱する委員などの選任の問題について、質問します。

この問題については、以前から何度か質問しておりまして、町が委嘱する各種の委員会ですとか協議会、あるいは審議会ですとか懇談会ですとか、そういったものの委員についてのことになりますけれども、それぞれ委嘱するについては、会議の目的ですとか内容ですとか、そういったものの違いがあるかと思っておりますけれども、そういう委員を委嘱する場合の基本的な考え方を、まず初めにお伺いしたいと思います。

2つ目に、それぞれの会議について、会議名ですとか委嘱数、男女も、公募の数も、重複委嘱の状況がないかについてもお伺いをしたいと思います。

3つ目に、団体長などに委嘱するケースで、役員交替が、年度がかわったりすることがあるわけですけれども、そういう時はどのようにされているのかについて、お伺いしたいと思います。

私がかねてから、町に対していろいろなご意見を伺う町民の皆さんというのは、各階層からできるだけ広く、大きく、しかも多くを基本にすべきだと主張してきました。男女は同数で年齢幅はできるだけ広く、できるだけ多くの町民が町政のいろいろな分野に関わるということについては、議員研修で北海道ニセコ町に行った時にも学んできたことでもあります。このことは、ニセコ町から帰っての研修後も、いろいろな機会に当局に伝えてきたつもりをしています。町当局はこのことについてどのように受けとめていただいていたのかについても、お伺いしたいと思います。

公募の委員について、重ねてお伺いしたいのですけれども、今年になって、私は選考基準として欠格条項を加えるべきだと提案をさせていただきました。近江八幡市では、地域総合センターの運営委員に委嘱していた人に対して、この人は好ましくないという判断をされて、選任基準にはなかったのですけれども、新た

に欠格条項を加えて、それに該当する委員に対して辞職していただく、辞任していただくという手続きがされました。竜王町でも同じようにされるべきだと考えますけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 若井敏子議員さんからの、「町が委嘱する委員などの選任について」のご質問にお答えいたします。

町は、条例・規則・要綱等に基づいて、それぞれの行政目的を適正かつ円滑に遂行するため、審議会・審査会・協議会・委員会等を設置しております。それぞれの委員会等では、各行政分野における調査・研究や計画づくり、また、事業の評価・分析等をしていただいたり、事務事業等が円滑に推進できるよう、それぞれの立場からご意見をいただき、行政はその意見等を事業へ反映させることにより、住民皆様の意向を踏まえた内容へと高めていこうとするものであり、こうした会議の位置づけは非常に重要と考えております。

委員構成につきましては、その役割・目的に応じて若干の違いはありますが、概ね6つに分類できると考えます。1つには、その内容に精通されたり研究されている学識経験者・有識者。2つには、その内容等に関わりがある関係者。3つには、関係団体の代表者、自治会の代表者。4つには、住民の代表。5つには、町長が適当と認める方。6つには、公募委員。このような分類の中から、委員会等の位置づけ等に応じ、適宜、委員等を委嘱または任命させていただいております。

現在、各所属の報告に基づき把握いたしております、町が委員会等を設置し委員を委嘱等しています委員会等の数は56で、委嘱および任命の数は延べ677名、実人数は375名、うち男性が250名、女性は125名となっています。

お尋ねの重複委員の状況につきましては、124名の方が2つ以上の委員会等に関わっていただいております、最高は12の委員会等に所属していただいております方が1名、10の方が2名などとなっております、多くは3つないし2つの方が大多数となっております。

これは、それぞれの行政部門の中での委員会等の関連、あるいは派生する内容に関わる会議も多くあり、関連性から判断して別の委員会の委員にお願いすることも多くあります。

また、公募委員につきましては、56の委員会等の中で2つが委員公募を行っており、公募委員数は合計10名となっております。

なお、団体長の役職で委員会等に委嘱をさせていただくことは数多くありますが、団体の役員交替がされた場合の対応につきましては、委員会等によってケース・バイ・ケースであると考えます。すなわち、団体の役員交替に伴って委員を交替していただき、新たな方に委員となつていただくこともありますし、団体長を委員会等の委員にお願いする場合であっても、住民代表や保護者の代表としてお願いしている場合は、同じ方に引き続き委員をお願いすることもあります。

議員よりご指摘の委員構成の配慮につきましては、委員会等の所掌する内容等にも左右されますが、特に町も男女共同参画推進プランを定め、女性の審議会委員等への参画を促進することを目的としており、男女や年代のバランスを考慮した構成を進めていきたいと考えております。

また、より積極的に参画をいただける公募委員の導入も、より一層進めてまいりたいと考えております。

委員会等を通じて、委員すなわち住民の皆さんとの意見交換や情報交換により、「協働のまちづくり」が一層推進できるものと考えています。

次に、公募委員の選考基準についてお答えいたします。ご質問の選考基準としての「欠格条項」につきましては、地方公務員法第16条に規定しています「欠格条項」と認識しておりますが、地方公務員法第4条の規定により、通常の委員であります非常勤の特別職等には、基本的には「欠格条項」は適用されないと考えております。

しかし、町が委嘱いたします各種委員会・協議会・懇談会等の委員の選出につきましては、多くの住民の皆さまを対象とする「公募」による選出方法は大変有効な手段と考えておまして、選考基準での「欠格条項」と表裏の関係にあります「応募資格要件」につきましては、委員会等設置の目的に鑑み適正に定めていきたいと考えております。以上、若井議員さんからのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 当初から、一般論という形で問題提起をしておりますので、その一般論というつもりでお答えいただいたのかなという思いがありますが、発言通告ではきちんと近江八幡市のことも書き入れて、地域総合センターのことまで書いているわけですから、このことについてどういう認識を持っているのかということをお伺いしたいと思うのです。

合併の議論の中でもお話をしましたけれども、たくさんの住民の皆さんが町政

に関わってもらおうということはとても大事なことだと思うのです。それで、今のお話では、677人で実際は375人ということは、やはり677人の人がみんなバラバラなら、もっと町政に関与してくれる人が増えているということになるかなと思うのです。375人ではやはり寂しいなど。もちろんいろいろな関連がある委員だということもありましたので、今後はぜひ、この375人が677人に近づくようなことを十分検討の中に入れていただきたいなと思います。

1番目は、近江八幡市の問題をどう認識しているのかということと、2番目は、375人を677人に近づけてほしいという問題ですね。

3つ目にお伺いしたいのは、特に公募の委員について、「竜王町に住んでいる人」という項目があるのです。ところが、竜王町に住んでいる人の中には、竜王町に住民票のない人があるのです。これは、住民票がないということについて、ない人があるということについて、町はどういう認識を持っているのかということ、まずお伺いしたいのです。住民税務なのかも知れないのですけれども。

実際に住民票がなくて地域の役員をしているというのも解せないところですが、実際に住民票がないわけですから、そこに住んでいても税金を払っているわけではない。それでも、行政のいろいろな問題に意見を言う資格があるのかとまでは言いませんけれども、その辺がどうなのかなと、少し疑問に思うところもあるのです。

実際、住民票がない人というのは、町で何人か掌握しておられるのか。その辺もお伺いしたいところですが、住民税を払って、もちろん非課税の人もあるわけですが、それで町政に参加するというのが本来だったら、住民の登録のない人が町政のいろいろな問題に関わって発言をするというのは、やはりいかなものかなという、そういう思いもあります。この点についてのご所見もお伺いしたいと思います。以上3点、よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 若井議員さんから再質問をいただきました3点について、お答え申し上げたいと思います。

近江八幡市の地域総合センターの委員さんのことにつきまして、質問の要旨でいただいております。このことにつきましては、近江八幡行政の方で、回答申し上げましたように、応募資格要件、あるいは欠格条項も含めてわかりませんが、その辺で判断されて適正な処理をされたというようにお聞きしているところでございます。

2番目のご質問でございますが、できるだけ委員の数から公募委員を増やすべきではないか。あるいは、重複ではなしに、もっと多くの委員の方々にするべきではないかというご質問でございます。ご質問のお答えもさせていただきましたように、関連によりましていくつかの委員を兼ねていただいている委員さんもおりますが、できるだけ多くの住民の皆さんが委員会等に参画できるように努めてまいりたいと考えております。

3点目のご質問でございます。ある1つの委員会等で公募をさせていただきました中での、その応募資格要件に関わってのご質問でございます。その応募資格要件には、1つには、例えばでございますが、「竜王町に在住する方」でこの場合は公募しますという要件もあろうと思えますし、しかしながら、「竜王町に居住する方の中で、なお住民登録または外国人登録のある方」というような応募要件の考え方もあろうかと思えますので、今回は「竜王町に居住する方」ということで公募をさせていただいたところでございますので、その辺は、そのことを踏まえて適正に判断して選考させていただいたというように考えております。以上でございます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 1番の再質問で、近江八幡が判断した問題を、竜王町はどう認識しているのかということなのですよ。「それは近江八幡の問題ですよ」と、「近江八幡はそういうふう判断されたのです」という形で済まそうとされていると思うのですけれども、そういうことではなくて、これは近江八幡の議事録ですけれども、議事録を読みますと、質問している人は、地域総合センターに今年、有罪の判決を受けたお2人が運営委員として名を連ねておられると。地域総合センターの運営委員というのは、市からお金の出ている人なのですよ。それはどうなのかという、そんなことがあっていいのかという質問に対して助役が答えているのは、市の総合センターの運営要綱という中には、そういう欠格条項というのはなかったのだと。けれども、指摘を受けて、運営要綱に運営審議会委員、それからほかの各地域総合センターの運営委員会委員の条項があるのだけれども、そこにきちんと欠格条項を今から加えて、その時なかったのですよ、今から加えて地域総合センターの運営要綱の改正を検討すると。そしてその改正が整ったら、委員を辞任してもらおう手続きを取ると、ここまで言うておられるのです。

この地域総合センターの運営委員という役職と、今、町が公募した委員というのは違いがあるというふうにおっしゃっているのかなと思うのですけれども、こ

ういう欠格を持った人が公募の中にいたということも見逃していること自体も、これはやはりおかしい話で、やはり応募の段階で的確ではないというふうに判断すべきだと思うのです。任免してしまったら、もう断れないのだという問題ではなくて、やはり非があれば、そういう事実が判明したから辞めてもらうということは当然あることだと思うのです。近江八幡はそれをやったわけです。近江八幡がやったことが、どうして竜王町にできないのか。その辺について、最後になりますが、お伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 再々質問を若井議員さんからいただいております。お答え申し上げます。

ご回答でも申し上げましたように、こうした委員会の委員さんには即、地公法の欠格条項は適用いたしません。しかしながら、ご質問にございましたように、禁固等の刑で終了前とか、そういった問題につきましては、地方公務員法第16条の欠格条項でございます。

そういったことを、公募をする際に応募資格の中に入れて募集をかけるという委員会も、あるいはそういう性格のものもあろうかと思えます。しかしながら、今回の場合は、申し上げましたように、応募要件の中にはそういったことは明記もいたしておりませんし、これは、ご回答でも申し上げましたように、それぞれ委員会の目的、あるいは特性、その委員会が求めるものの内容によっては、今ご質問のようなことの地公法上の欠格条項を入れながら、応募資格要件を定めるということもあろうかというふうに判断しております。

今回ご質問の委員の募集に関わりましては、そういう応募資格もつけておらないのが事実でございます。しかし、つけておらないことを後ほど見直せというご指摘もございますが、申し上げましたように、そういう会議の性格からの判断もあろうかと思えます。

その辺の、個々の委員会に関わってのご質問もあろうかと思えますので、その辺は担当課長からもご答弁をさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見助役。

○助役（勝見久男） 若井議員さんから再々質問で伺っております、竜王町の市町合併検討会議の委員の任命、応募資格のことについてでございますが、全体的な、できるだけ多くの方々のご意見をお伺いしたいということで、それぞれの団体・各層の代表の方々を含めまして、公募の委員さんということでお願いをしてきた

ところでございます。

公募の委員さんにつきましても、できるだけ多くの方々に参画をしていただきたいということで、ほぼ、応募していただきました方々全員に参画をしていただきたいということで、基本的なことで任命をお願いしたわけでございます。

その中で、今ご指摘のあります欠格条項に該当するのではないかというふうなご指摘でございますが、これも厳密に法的にいろいろ検討してみますと、なかなかこれをきちんと当てはめるということは非常に難しいという部分もお聞きしているところでございます。

そういったことから、その後、実際にそれがきちんとした調査ができないというのも実態でございます。そういったことの近江八幡市の事例はあったわけでございますけれども、今回、竜王町におきましては、市町合併検討会議ということで、一般の住民の方々、たくさんの方々のご意見お伺いしたいということで、今、そうした形でなっているところでございます。

今後の対応につきましては、こういった応募資格の検討については、さらに厳密にしていかなければならないと思っておりますので、この対応につきましても、今現時点で調査がきちんとできない段階では、なかなか難しいというふうな判断をいたしているところでございます。

ご指摘ありましたことを十分踏まえまして、今後対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 全国一斉学力テストの中止と特別支援教育支援員の活用について、質問します。

文科省は、4月24日に小学6年と中学3年の生徒に対して全国一斉学力テストを実施するとしています。これの実施についての町としてのお考えをまずお伺いしたいと思います。

先生方は、学校や子ども同士を競争させて序列化するという問題点と、個人情報保護の問題について指摘しておられまして、このテストの実施の見送りを求めておられます。このテストがどのような目的で、どのような内容と方法で実施されるものかについて伺うとともに、先生方の指摘についての町としてのご所見を伺いたいと思います。

実施については、自治体が決定することになっています。発達障害教育で有名な犬山市は、このテストに参加しません。竜王町も不参加表明をされるべきと考え

ますが、実施されるのかどうかについてお伺いしたいと思います。実施される場合ですけれども、父母ですとか保護者にはどのように説明をされるのか、お伺いしたいと思います。また、保護者が無記名による実施を希望される場合、町としてその用意があるかについて、お伺いしたいと思います。

次に、特別支援教育支援員について、この制度は交付税措置をされるというふうに伺っています。この活用についてお伺いしたいと思います。小・中学校で対象児童の状況についてもお伺いしたいと思います。竜王町では今日まで、町単の予算を組んだり、各学校でボランティアをお願いするなど、いろいろな取り組みをしていただけてきました。今回、国がその措置をすることになり、一歩前進と思いますけれども、来年度の町としての対応をお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） 若井議員さんからの、4月24日に行われます全国学力・学習状況調査についてご質問をいただいておりますので、お答えしたいと思います。

この調査は、国際学力調査の結果、児童・生徒の学力が低下しているのではないかと問題になりました。そのため、文部科学省が実施主体になって、全国学力・学習状況調査を行い、学校教育の現状や課題について、その実態を把握しようとするものであります。したがって、学校や子ども同士を競争させたり、序列化させることが目的ではありませんし、結果の公表におきましても、個々の市町村名や学校名が出ることはございません。

まず初めに、全国学力・学習状況調査がどのような目的で、どのような内容と方法で実施されるのかについてのお尋ねに、お答えしたいと思います。

目的は、義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図っていくものでございます。また、各教育委員会や学校が全国の中で自らの教育結果を把握し、改善を図っていくものでございます。

内容は、①教科に関する調査では、「知識に関する問題」と「活用に関する問題」が出ます。そして、②生活習慣や学習環境等に関する質問調査では「児童・生徒に対する調査」と「学校に対する調査」があります。

方法は、全国一斉に行われます。4月23日に調査用紙が各学校に配られまして、24日に実施し、25日に回収されます。その方法につきましては、事前に配付されたビデオや実施マニュアルなどで、詳しい説明がなされております。

次に、竜王町は実施されるかどうかのお尋ねについてでございます。竜王町の教育の実態を把握して、今後の教育推進に必要なことだと考えますので、竜王町は実施したいと思っております。

次に、保護者にどう説明するかのお尋ねにお答えしたいと思います。文部科学省から、調査をする背景・目的・内容・公表・調査結果の提供等について書かれたものがございます。それをもとに各校から対象学年の保護者へ説明が行われる予定でございます。

また、保護者が無記名による実施を希望される場合は、どう対応するかとお尋ねですが、記名することになっております。無記名を希望される保護者がおられましたら、直接会ってもう一度説明し、理解していただくよう、校長先生に指示をしたいと考えております。

また、個人情報が増えることの心配をされているようですが、業者との契約で、機密保持や個人情報の取り扱いなども明示され、個人情報の保護ということに関しては最大限配慮して行われることですので、大丈夫と思われまふ。なお、この調査は、今後、毎年行うというふう聞いておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

次に、特別支援教育支援員についてのお尋ねにお答えしたいと思います。県が交付税措置を受けているので、何らかの対応がなされると思ひますが、今のところ具体的な連絡はなく、6月頃に報告があると聞いております。県からの報告があり次第、町として支援員の活用を考えております。

対象児童の状況についてお答えしたいと思います。各校・園で気になる児童・生徒を取り出して、検討会議・発達検査・専門医での診断を受け、現在、園児を含めて40名近くになります。これらの児童・生徒につきましては、個別指導計画を立てて適切な指導を進めているところでございます。

また、現在、障害児学級在籍児童・生徒数は、竜小が7名、西小が10名、竜中が6名でございます。障害児学級定数は8名ですが、西小の情緒障害児学級には7名で、そのために加配の先生が1名派遣されております。さらに、地域のボランティアさんや大学生のスクールケアサポーター等、多くの人たちに支えられております。

来年度の町としての対応についてのお答をさせていただきます。平成17年度に教育支援室を立ち上げ、平成18年度には学校園・保護者の指導や相談の支援を他機関とうまく結びつけるよう、組織体制に整えてきました。来年度はさらに

相談機能の充実と、各校園への相談員や介助員等の派遣の充実を図り、児童・生徒については個別の指導計画を立て、適切な指導を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 先の一斉学力テストについて、改めて3点ほど質問したいと思ひます。

まず1点目ですけれども、テストの結果ですけれども、テストの結果はもう、その状況を把握されて分析をされるということでしたけれども、この把握し分析するのは誰なのか。25日に回収される予定ですが、その回収したものはどうされるのか。どこへ送られるのか。これが1点目です。

2点目ですけれども、テストの内容について、知識活用生活習慣、ちょっと私のメモが十分ではないのですが、そういう調査がされると。質問調査もされるという話ですが、その質問調査の具体的な中身、設問の内容、わかれば教えてください。

3点目ですけれども、このテストというのは今まではなかったのかどうかについて、お伺ひしたいと思ひます。

特別支援教育支援員については、まだ具体的な連絡がないのだということだったので、交付税措置されるということが決まっているというのは、財政の方ではわかるのですか。具体的に交付税措置される、もちろん竜王町は不交付ですから、不交付ですけれども金額というのは出てくるのですよね。そういう見込みが一定わかっているのかどうかということをお伺ひしたいと思ひます。

本当に今日まで、LDですとかADHDですとか、最近は高機能自閉症というふうな病気ですとか、あるいはアスペルガー障害という病気もあって、本当に子どもたちはいろいろな状況に追いやられている部分があって、本当に教育の機会均等が阻害されている状況もある中で、竜王町はボランティアさんや学生サポーターさんやらにいっぱい頼みながらも、加配の先生も置いてずっと取り組みをしていただいているところで、その取り組みの今日までのことについては本当に敬意を表する部分だと思ひているのですけれども、今も人数を聞いてびっくりしたのですけれども、本当にこの40人の皆さんが一人ひとり大事にされる教育というのはとても重要だと思ひますので、ぜひこれについても新年度早々にしっかり取り組んでほしいと思ひております。よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） 再問にお答えしたいと思います。

結果がどのような形で出てくるかということについては、まだ何も知らされておられません。考察も国が考察するか、県が考察するのか、それもわかっておりません。そして、前日に来る、当日テストをして次の日に引き上げると、これはどういう形で入ってくるのかも、まだ聞かされておられません。当然、そういうふうな状況調査をするということについて、児童・生徒についてするのと、学校に対してするということが、これは聞いておりますけれども、その中身についてはまだ知らされておられませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、特別支援室ですけれども、これにつきましては、今もお答えさせていただきましたように、本当に竜王町の地域の方たちは、そういう教育に一生懸命フォローもしていただいています。そういったものを大事にしながら、より充実させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今までは、このテストはございませんでした。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） この種のテストは、実は1961年と64年に実施されておりました、その時も大変大きな問題になって、中止されるような状況になったと確認しています。

このテストの模擬テストみたいな形のものが、去年やられております。その中身を見てみますと、どんな質問をするのかということですが、児童・生徒に対する質問用紙が配られるのですが、生活の状況について質問する。「塾に何日行っていますか」、「1週間にどれだけ塾に行っていますか」、「自分は家の人から大事にされていますか」、「家に本は何冊ありますか」、これが去年の予備調査の項目でした。

言ったら、テストそのものとは全く関係ないような生活習慣についてのアンケートという設問がありまして、これは教育長は知らないとおっしゃいましたけれども、回収されたらそのまま、小学生の場合はベネッセコーポレーションへ送られます。中学生はNTTコミュニティです。全部民間の企業に送られてしまうのです。結局、把握ですとか分析ですとかは、全部民間がやります。かなり高額なお金を民間の業者に支払いをすることで、国はやりません。こういう状況を教育長がご存じないとは全く思っておりませんでしたので、改めて質問したのですけれども、ご存じないというのはすごく大変な問題ですよ。予備調査費を含めて6

7億円の税金が投入されるのですけれども、この67億円は受験産業の方に回されるのです。去年の予備調査と今年の分を含めて67億円です。

私は、この調査は本当に個人情報保護するという意味でも大変重大な問題だと思うのです。教育長自身は、情報は守られますと言っておられるのですけれども、全部名前や住所や、塾にどれだけ行っているかというようなことが書いたものが、ベネッセに送られる。ベネッセというのは進研ゼミのところですね。ベネッセコーポレーションへ送られる。そのベネッセがそれを使わないで、全く目をつむって検査するとは思えないではないですか。やはりそういうものとのつながりがあるのかなど。個人情報保護の上でも大変問題なのだということが保護者の間で問題になっていて、これはいやだなという話になっているのです。

私は、やはり何としても、学校としてはこのテストを中止してほしいという思いがあります。やむなく、どうしてもやらなければならないというふうに言われる場合は、まず1つ目は、参加するかどうか、テストを受けるかどうかについては、子どもとその保護者で決められるようにする。2つ目は、名前を書かないということも認める。3つ目は、結果を公表しないということをする。これは、先ほど教育長がおっしゃった全国的なレベル、あるいはそれが世界的なレベルも含めて、学力の低下の状況がないのかどうかということ調べるためにするテストだと言うなら、名前を書く必要は何もないはずなのです。だから、そういうことを認めるように、そういう希望が親の間から出てきたら認めるということも含めて、町としては進めてほしいと思うのです。

これは教育再生のための、教育再生ということと並行して進められていることですけれども、教育を再生させる、子どもたちの教育条件を整えるということはこういう問題ではなくて、先生を増やし、1クラスの人数を減らして、教育条件を整備することこそ大事だと思うのです。そういうところに力を注ぐならいざ知らず、こういうテストをして序列化する、そういうものではないと教育長はおっしゃいましたけれども、これをして序列化すると言わずに何をやるやという話ですが、そういう今の国の教育のやり方についても、親御さんから意見が出てきた時はきちんと対応できるように、教育委員会としてもやってほしいということをお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで、午後2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 「障害者に本当の自立支援を」ということで質問します。

障害者自立支援法が実施されて、「利用者負担や報酬基準など多くの問題がある」と指摘されています。法の施行により、竜王町ではどのような影響が出たと町は判断しているかについて、まずお伺いしたいと思います。

法の施行前に当時の担当課長は、大きな影響はない旨の答弁をされています。障害者お一人おひとりの経済的負担が、多い人でどのくらいあるのか、少ない人でどのくらいなのか、平均どのくらいの負担増になっているのかについて、調査していただいて、ご説明をいただきたいと思います。

障害者団体などが、この制度、法改悪に反対する立場で運動に取り組んで、県知事選挙でもこれとの絡みで、滋賀県は緊急プログラムを策定しました。この滋賀県の緊急プログラムについてお伺いをします。これにより、通所施設の利用者負担が半額に軽減されたということになりますが、先ほどと同様、状況の変化をお示しいただきたいと思います。

現在、障害者がどのような対応を求めておられるのかについて、聞き取っていただいた結果をお示しいただき、町としてのこの問題での対応をお伺いしたいと思います。

来年度の予算との関係などから、今後、町として障害者施策をどのように進めていかれるのか、お伺いします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 北川福祉課長。

○福祉課長（北川治郎） 若井敏子議員さんから「障害者に本当の自立支援を」ということでご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

障害のある方の地域での生活の支援、就労の促進を図り、その自立を支援する観点から障害者自立支援法が昨年の4月に部分施行され、同年10月から地域生活支援事業などを含む同法の完全施行がされたところであります。若井議員さんからは、この法律の施行により障害福祉サービスを利用されている方々に対する影響等について、5点のご質問をいただいております。

まず1点目に、法の施行により竜王町ではどのような影響が出たと町は判断しているのか、お尋ねをいただいております。今回の障害者自立支援法の施行により、サービス費用をみんなで支え合うということで、原則として費用の1割を負

担いただくということになりましたことから、居宅サービスにつきましては、施行前では負担なしから1,000円程度までの負担でありましたが、施行後におきましては一挙に負担が増えております。

また、通所施設であります作業所を利用された場合、作業工賃と利用料の現状を見ますと、作業所からの工賃収入から1割負担にかかる利用料と給食費を引くと、マイナスになるという現状があります。また、施設運営につきましても、支援費にかかる報酬基準が月額算定から日額の利用実績算定に変わったことにより、支援費収入が減り、施設運営に苦慮されているという現状があります。

このように、利用者に対する負担の急増といった現状や障害のある方の自立を支援するという法の趣旨からしますと、こうした諸課題に対する急激な変動を緩和するための対策が必要であると考えます。

2点目に、障害者お一人おひとりに経済的負担が、多い人でどのくらい、少ない人でどのくらい、平均どのくらい増になっているかをお尋ねいただいております。昨年4月の障害者自立支援法の施行によりまして、4月からは障害福祉サービスを利用された場合に1割負担をしていただいております。法律の施行前の平成18年3月と、施行後の平成18年4月について比較をしておりますので、ご説明いたします。

まず、居宅サービスについてでございますが、負担の多い方では、施行前の負担が「300円」でありましたが、施行後におきましては「1万円」を負担されています。また、負担の少ない方ではありますが、施行前の負担が「なし」で、施行後「500円」を負担されています。平均の値ですが、施行前が「900円」、施行後が「2,900円」であります。

次にグループホームについてですが、負担の多い方は、施行前の負担が「なし」でありましたが、施行後「1万1,000円」を負担されています。負担の少ない方ではありますが、施行前の負担が「なし」でありましたが、施行後「1,500円」を負担されています。平均の値は、施行前が「なし」、施行後が「6,100円」であります。

次に施設サービスについてでございますが、負担の多い方では、施行前の負担が「なし」でありましたが、施行後「1万5,300円」を負担されています。負担の少ない方ではありますが、施行前の負担が「なし」であります。施行後「7,500円」を負担されています。平均の値は、施行前が「1,300円」、施行後が「1万1,300円」であります。

次に施設入所につきましてでございますが、法の施行により利用者負担が改善され、平均値であります。施行前「4万6,000円」の負担をされておりましたが、施行後「1万1,100円」に負担が軽減されています。

このように、施設入所以外につきましては、法律の施行後は1割負担という現実が数値で表れております。

3点目に、昨年に滋賀県が策定しました緊急プログラムについて、資産等一定の要件を満たす通所施設の利用者負担が半額に軽減されたこと等に伴う状況の変化についてお尋ねをいただいております。滋賀県におきましては、新しい制度による利用者負担や報酬基準には課題があるとして、県下市町との共同歩調による激変緩和の対策が実施されました。

対策の目的は、緊急の特別対策を講じることにより法の円滑な施行を図り、障害のある方の自立を一層推進することにあります。緊急プログラムの実施によりまして、障害福祉サービスの利用者69名中19名の方について激変緩和の適用を受けておられます。また、個別給付を受けておられます11名の方を除きますと、緊急プログラムの対象にならなかった方は39名の方であります。

4点目に、障害のある方がどのような対応を望んでおられるのか聞き取った内容と、町としての対応についてお尋ねをいただいております。今年度、障害者計画および障害福祉計画の策定に向けまして、策定委員会等を開催する中で事務を進めておりますが、この両方の計画の策定にあたりまして、サービスを受けられる関係者等の意見を聞くため、今年の1月9日と10日の2日に分けまして、障害のある方とその家族の方にご出席いただき懇談会を開催しております。

この懇談会で出ました意見は、利用者負担を軽減してほしいということや、個別の事情に合わせた減免などの支援がほしいということ、さらには施設の整備と運営についての支援や、最重度の障害者が入所できるケアホームを整備してほしいといった意見・要望が出されました。その他にも、障害者に対する理解の促進のための啓発と教育の充実など、多くの貴重なご意見をいただいたところであります。

懇談会の中で出されました多くのご意見なりご要望につきまして、直ちに解決できることばかりではございませんが、障害者計画や障害福祉計画に反映させていただくとともに、十分に内容を検討し、今後、施策の充実に努めてまいりたいと考えます。

5点目に、来年度予算に関係して、今後竜王町として障害者施策をどのように

進めていくのか、考え方をお尋ねいただいております。先にも述べましたように、障害者施策が大きく転換されたことによりまして、利用者負担の急激な増加が現実としてあり、制度の実施にあたりまして多くの住民の方の声があるということをお真摯に受け止めていかなければならないと考えております。

こちらにつきましては、本年4月から、国が進める緊急特別対策が平成20年度までの措置として実施をされるところであり、サービス利用にかかる利用者負担の月額上限の引き下げをはじめ、法の円滑な施行に向けて、さまざまな取り組みを実施することとなります。この対策が取り組まれることにより、さらに激変緩和の充実とその対象者が拡大し、負担の軽減につながるものと考えます。町としましては、この対策を国と県とともに最大限に有効活用し、法の円滑な施行に向けて業務を執行してまいりたいと考えますとともに、先の懇談会でいろいろなお話を聞かせていただくことができ、障害のある方の自立を支援するために、さらに一層の努力をさせていただくことを申し上げ、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） お答えをたくさんいただきましたし、調査もしていただきましたし、どのように変わったのかということについてもご説明いただきましたので、大変よくわかったなと思います。

本当に今まで何も負担のなかった人が、1万5,000円も負担をしなければならなくなる。こういう人たちの作業所での給料と言いますか、賃金は、月額にすれば8,000円ぐらいかなと思うのですけれども、そういう人たちが本当にたくさん負担に耐えかねて、特に施設を利用しておられる方の中には、家族の中から「施設にいたらお金がかかるし、給料はそんなにももらえないし、施設にいてお金を出さなければならぬのだったら、もう帰ってきて」ということで、施設を出られたという話も聞いていますので、県の施策と同時に、町でもぜひ、いろいろなお意見も関係者から聞いているということで、そのことについては真摯に受け止めていきたいとおっしゃっていただきましたので、ぜひ町としての特別の支援をお願いしたいなと思うのです。

これは皆さんもご存じの方もあるかと思うのですが、私どもの『赤旗』という新聞の11日の日曜版の真ん中のページに、こんな大きな記事が、これは東近江市です。東近江市では工賃が7,000円、これを自由に使えるようにしようということで、障害者の自己負担分、給食費ではなくて支援に関わるものに就いての自己負担を、全部市の方で持とうということを決めたのです。4月から実施す

るのですけれども、市内168人を対象に780万円を予算化していると。竜王町でもそんなに、特に1割負担で県が半分持ったということになりますと、個人負担の総額はそんなに大きくないのかなと思うのですけれども、東近江市で780万円ぐらいですから、人口的に言えば竜王町だったら3分の1、5分の1かなという気がするのですが、担当には試算してくださいとお願いしておきましたので、竜王町でこの障害者の皆さんの自己負担分を町が持とうということになると、どのくらいかかるのかをお答えいただきたいと思うのです。

ぜひそれを竜王町でも実施していただきたいと思うのですが、そのことについてのご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 北川福祉課長。

○福祉課長（北川治郎） 若井敏子議員さんから再度のご質問をいただいております。

今、東近江市の例をお話しいただいたわけでございます。新聞にも報道されたわけでございますけれども、東近江市は20年度末までの対策としてということで、低所得者を中心に一般もあるわけでございますけれども、国の施策以後の負担分につきまして、独自で負担をしていくというような施策がされたわけでございます。

竜王町にそれを置き換えた場合、どのぐらいの財源負担が伴うのかというご質問かと思えます。竜王町も対象者が70名近くあるわけでございますが、財源がどのぐらい要るかという試算をしているわけでございますけれども、1年間分の補助をするという形をとりますと、町の試算で、先ほど東近江市の金額をおっしゃっていただいたわけでございますが、竜王町の場合おおよそ700万円要するという見立てをしております。

サービスの内容などが違いますので、聞いて数字が合わないのかなというご意見もお持ちかと思えますけれども、個々に受けておられるサービスが違うのかなと思えますし、町の方で試算しましたら、700万円ほどかかるということでございますので、答えとさせていただきます。

実施することにつきましては、この場で即答させていただけるとよろしいのですけれども、先ほど答弁もさせていただきましたように、十分考えさせていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 次に、3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 子育て支援・少子化対策について、質問させていただきます。

竜王町独自の子育て支援事業として、平成19年度にこどもひろばの整備に取

り組まれることになりました。私たちが研修に行った金沢市が取り組まれていた事業で、小さな子どもと一緒にいつでも来られて、子育ての悩みが相談でき、お母さん同士の情報交換もできる場所が毎日開設されることは喜ばしいことです。

子育て支援と少子化対策は大変関連があり、同時に考えなければならない問題ですが、対象としては全く違うものだと思います。子育て支援は、主に小さな子どもを育てているお母さんやその家族に対しての支援事業であり、少子化対策は、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することだと思います。

ある調査では、未就学児を持つ専業主婦の95%が再就職を希望しているとの結果が出ています。ある企業では、社員やその配偶者が不妊治療を受ける場合、かかった費用の半額、最大100万円を補助するそうです。出産後の育児休業期間も子どもが3歳まで拡大する、育児のための時短制度も小学校3年生終了時まで広げるそうです。

竜王町としても、企業にこのようなことを働きかけてみてはどうでしょうか。何らかの取り組みをされた企業には優遇税制を検討するなどの方法も、町としてできる少子化対策なのではないでしょうか。このことについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 勝見議員さんから、子育て支援・少子化対策についてご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

少子化問題は、結婚や子育てなど個人の意識に関わる問題だけでなく、社会・経済情勢の変化など多様な要因が背景にあり、総合的な視点での取り組みが求められております。

そのために、地域のさまざまなネットワークの中で、互いに支え、支えられという関係の中、孤立化しないで子育てできる基盤整備と、若い世帯が安心して仕事と子育てを両立できる就業環境の整備、経済的支援を充実・推進していかなければなりません。

国におきましても、新年度の予算の中で子育て支援に対する施策の推進と併せまして、財源の確保や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動を展開されます。特に働き方の改革の中で、若者の就労支援や女性の継続就労・再就職の支援、企業の子育て支援の取り組みの推進、長時間労働の働き方の見直しなども検討・推進されます。

また、平成17年度に施行された次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体をはじめとして301人以上の企業におきましては、子育て支援のための行動計画策定が義務づけられておりまして、併せて、その他の企業においても努力義務と位置づけられておりまして、事業所内での保育施設の設置や運営を行っている事業所には、優遇税制措置がされるようにも聞いております。

竜王町の少子化対策推進本部や児童環境づくり推進委員会での話し合いの中でも、働きながら子育てのできる環境づくりに取り組むため、企業や職場への取り組みの把握や働きかけをしていくことが掲げられておりますことから、財源等も勘案をしながら、できるところから取り組んでまいりたいと考えておりまして、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 育児とか介護の支援制度を利用する部下を持つ管理職の方へのアンケートを取ったという結果がありました。「全く抵抗感はない」もしくは「あまり抵抗感はない」と答えた人の割合は、69.9%だったそうです。女性社員の戦力化には、育児・介護等の支援制度が重要との認識が管理職の間にも広がっているということだそうです。

そのような企業が町内にあるならば、あるいは、町が働きかけることにより導入する企業があるのであれば、企業のイメージアップにもつながり、また人材確保もやりやすいとのことで、導入する企業があれば、町としてもその企業を支援することが町としての少子化対策になるのではないかと。そして、そのことが話題にもなり、町と企業双方が注目されるということになるのではないかと、そのようにも考えるわけでございますけれども、今の回答では「できるところから」ということではございますが、ぜひともこういったことも検討していただけたらと思うのでございますが、もう一度ご回答いただけたらお願いいたします。

○議長（中島正己） 松浦健康推進課長。

○健康推進課長（松浦つや子） 勝見議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今現在では、企業でどの辺までの子育て支援をしているかということをもまず把握させていただきたいと思っております。その中でまた町と連携しながら、していくものについてはしていきたいと思っておりますし、また町の方から働きかけもしていきたいということも思っております。以上、簡単ですが、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 次に、10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 町道鏡七里線張り出し歩道の改修について。

町道鏡七里線の張り出し歩道は、通学路として使われていますが、張り出し部分の沈下により、側面が傾斜している。また、車道の舗装補修により、歩道との段差が少なくなっている箇所があり、車が歩道に進入する恐れが高くなってきています。張り出し歩道の改修についてどのような考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

また、フェンスが湾曲したり破損したりしている箇所があり、通行者にとっては大変危険であり、転落防止からも、その対策についてお伺いいたします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 岡山議員さんから、町道鏡七里線の張り出し歩道の改修についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

この張り出し歩道は、昭和59年度にバイコロジーモデル事業として、現道の歩道を拡幅して整備を行ったものであります。拡幅については、道路法面に杭を打って、張り出し部を支える構造となっております。

工事施工から22年余り経過し、その間、隣接する町道鏡七里線には大型車輛の通過が増大し、その振動が張り出し歩道部に大きな影響を与えてきました。ご質問のとおり、張り出し歩道部の一部においてはかなり老朽化している箇所があります。このようなことから、今日まで何回かの歩道の補修を行い、平成16年度には、杭の補修を行ってまいりました。

今後の改修についての考えでございますが、施設としてはかなり老朽化してきており、抜本的な改修が必要であるとは考えております。このことから、張り出し歩道部の撤去も視野に入れながら、改修方法等について検討してまいりたいと考えております。また、フェンス等の破損箇所につきましては、できるだけ早い時期に補修してまいりたいと考えております。以上、誠に簡単ですが、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 特に今の張り出し歩道のところを、22年間なっているところから大変危険であるというのはわかりました。

その中でも、最終的に課長は撤去も考えなければいけないと。特にここは通学路になっているのです。小学生の通学路になっているところを撤去したら、今度

これをどういうふうに考えているのですか。子どもたちがどこを歩いていくか。

実際に拡幅工事をされた時に、どれぐらいの金額でされておられるのか。その時に耐震をどのように検討されて、それによっての工事をされたと思いますが、その点をもう一度質問したいと思います。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 岡山議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目、「張り出し歩道部の撤去を視野に入れながら」ということで回答いたしました。現在の歩道の幅員は、もともとの歩道幅が1.5mでございました。そこへ張り出し部を1m追加して、全幅2.5mになっております。「張り出し歩道部の撤去を視野に入れながら」というのは、今後の改修とか修繕見通しの中で、抜本的な改修には当然、相当な期間が必要であると考えております。

そこでまず、修繕歩道の設置状況、その利用状況等いろいろなことで調査する中において、この区間において歩道幅員を元の1.5mの歩道にした場合によいかどうか。1つの修繕にあたっての材料としてありましたので、絶対に撤去するというのではなく、撤去するには何らかの答えを持って撤去するという事を含んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。少し時間はかかりますけれども、そういう方法で検討してまいりたいと思っております。

当時、工事にあたりましての、昭和59年当時につきましては、組み立て歩道が全長で485.4mございます。今言いましたように、張り出し歩道部が1mで、現道部が1.5mあります。事業費は1,911万3,000円ということになっております。ただ、その当時、この歩道に対して耐震調査があったかどうかは把握できておりません。以上、岡山議員さんの再質問への回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 特に私は、そこは通学路というのをものすごく気にしているのです。その辺はやはり考えてもらわないと、今の状態で「検討しています、検討しています」と言って、建物で地震対策、耐震のことをずっと常に言うておられますね。でも、そういう歩道とかその辺での地震対策での耐震というのは、そういうことはやはり検討すべきではないかと思うのです、建物ばかり言っているのではなしに。そういうところは早急にすべきもの。

今まで、平成16年の時にも、実際に要望としてあがっているところだと思います。本当にこれは考えていただきたいなと思っておりますし、フェンスの方も

早急にということをおっしゃっております。これは、雪国まいたけのところの場所ですが、フェンスの曲がっているところ、小さな子どもさんでしたら、スポンと落ちてしまったら、だいたい5m～6mあるのです。そこに落ちてしまったら、また死亡事故というふうになってしまう可能性も、また大きな事故になる可能性が大となっておりますので、この点はもう本当に緊急を要することと思っておりますので、即座にさせていただきたいと思っておりますので、これは要望をお願いしたいと思っております。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 次に移らせていただきます。国道447号に歩道を。もう一度、また違う方向で歩道を。

希望ヶ丘団地から七里の石部神社までの間に歩道がないため、小学生の通学は、学校まで1kmもないのにバス通学になっています。町として通学バス業務委託料が1,617万円であるが、そのうち西小学校でのバスの委託料はどれくらいでしょうか。

県・国道のために県に要望するのではなく、竜王町の子どもたちのためにも、町で歩道を設置できないでしょうか。また、山面から西横関の間も歩道の設置を考えてもらえないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま岡山議員さんから、希望ヶ丘団地から七里の石部神社までの国道477号の歩道設置についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

1点目、希望ヶ丘団地から西小学校までの通学バスの委託料についてのご質問であります。西小学校区全体に係る年間の通学バス委託料は798万円で、西幼稚園児も利用しており、西小学校分として費用を出すことは一概にできませんが、単純計算（生徒数按分）で、希望ヶ丘分は年間359万1,000円となります。

2点目、当該国道477号は県管理の国道であります。県に頼らず町で歩道設置ができないかのご質問であります。ご質問の歩道区間については、歩道設置可能幅が1m～2mぐらいであり、歩行者の安全を確保するには狭小であり、歩道幅員を拡幅するには河川の通水断面を侵すこととなり、河川構造上極めて困難であります。

3点目、国道477号の山面から西横関区間の歩道設置についてであります。この区間における現在の通学路は、堤防の法尻の道路を通行し、国道の車道部の

通行を極力少なくしています。ご質問の箇所の歩道設置については、現状では歩道拡幅の用地がなく、拡幅するには莫大な工事費用を必要とするものであります。

このように、ご質問の回答としては、技術的なことなどから大変ハードルが高い状況であります。自転車・歩行者の安全確保の面から、今後とも道路管理者・河川管理者、また、河川堤防の安全を見据えた利用等について、関係者の皆様方と協議を重ねてまいります。以上、誠に簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） ありがとうございます。特に七里から石部神社の間、課長としては1m～2m、2mでは狭すぎるという思いを持っておられる。広ければ広い方が本当にはいい歩道なのですが、今のところは2.5mから3m、それぐらいの歩道が必要になるということは言われていると思いますが、困難な場所であっても、やはり最大限で2mしか広げられないというところでも、やはりこれをバスでするのがいいのか、安全面上はバスがいいというものもあるのですが、子どもたちの健康のためとか、さまざまなことから考えれば、この2mの範囲内でできればいいかなと思っております。

また、山面から西横関の間、本当に先ほど課長が回答していただきましたように、国道の下のところ実際に自転車道・歩道というのがあるのですが、どうしても高校生等はそこを帰ってくる時にはもう時間も遅くて、その道を通るとやはり防犯上怖いというのが言われております。そうなってくると、どうしても車の多い場所ですけれども、やはりそこを帰ってくるほうが防犯上安全ですということも言われております。その中でも、去年ですか、事故等が起こっております。そういう事故等が起こって、その子どもさんは命に差しかえなかったのですが、本当に飛ばされているというのが現実でございます。

そういうことを考えれば、お金で換算するのが本当でしょうかと思います。やはり、安全というのが優先ではないかなと思うのです。そういうところはもっともっと県、また町でももっともっと支援をして、安全なまちづくりが必要ではないかと思うのですけれども、その点もう一度お伺いさせていただきます。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま岡山議員さんから再々質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、先ほどの回答の中で、歩道が現状1～2mということで、岡山議員さんは2mぐらいでもいいのではないかという話もございました。特に国道477に

つきましては、今後、インター周辺における開発も考えられます。そこで、その交通量の増加により、安易に歩道を設置して事故を誘発するような構造は避けるべきであると考えております。やはり、お金のこともあります。安全を考えるならば、あの場所では3 mぐらいの歩道を設置するべきであると考えています。

そこで、今はいろいろな機関と協議することによって、安全の確保ができるまでは、安全の保証ができるまでは、バスの運行が一番安全であると考えております。

また、山面から西横関の国道8号までの間でございます。今の現道の中では、幅員を拡幅する場所はございません。それで現在、下を通っておるのですが、山面から西横関までの区間においては、交通安全上は善光寺川の左岸堤防を利用したバイコロジー道路が安全であるとは考えておりますが、防犯面から通行がされておられません。このルートを活かすという方法も検討しなければならないと思っております。

そこで、地域環境の整備等を踏まえ、地域の皆さんのご協力をお願いしたいと思っております。この検討については、うちも今後、特にバイコロの利用については、環境整備を踏まえて地元の方ともご協議をさせていただくようなことをしなければ、国道477の歩道拡幅というのは到底望めないと思っておりますので、こちらの方を優先的に進める必要があるかなと思っております。以上です。

○議長（中島正己） 続いて、12番、山田義明議員。

○12番（山田義明） 「松が丘・さくら団地にオンデマンドバスの乗入を」につきまして、質問します。

竜王町においては、若者定住を目指し、いろいろな角度からこれの実現に向けて検討がなされているところです。しかし、現在、町内にある松が丘・さくら団地にはいまだに路線バスの乗り入れもないまま、日々不便な通勤・通学・通院等をされているのが現状です。

私たちが目指すまちづくりは、住民の方々が快適に住める環境づくりであると思っております。今後、竜王町がどのように変化しようとも、ここに住み着く町民の生活基盤の向上こそ、若者定住へと結びつくものと考えられるものであります。

米原市・旧山東町では、平成13年3月より乗降客がある時のみ通常の路線よりはずれ団地に乗り入れるオンデマンド方式の路線バスを運行されていると聞いております。地球環境にもやさしいこの運行方法を、ぜひ当町においても対策協議会と連携し、導入のための検討をいただければと、お伺いします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま山田議員さんから、松が丘・さくら団地にオンデマンドバスの乗り入れについてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

現在、松が丘・さくら団地につきましては、路線バスが乗り入れされておられませんので、近隣のバス停留所から利用していただいております。特に松が丘区においては、近年、バス利用の対象と考えられる高校生、若い年代の層が多くなっているところでございます。

路線バスの運行拡大や導入につきましては、公共交通対策協議会等において検討・協議をしていただき、町においても研究いたしました。運行主体・運営面、さらに法律上の制限の課題に加えて、運行経費増大等、事業者のみでの対応としてはその可能性は難しく、行政からの支援面についても、赤字補てん以上の負担については、その効果や長期的な経費支出を勘案すると大変課題が多く、現時点で乗り入れ等の実現に至っておらないのが状況であります。

議員からご提案いただきましたオンデマンドバス（デマンドバス）とは、乗客の需要「予約」（デマンド）に合わせて走行する交通機関であると認識するものでございます。

通常路線バスと比べますと、路線バスは時刻表どおりに設置されたすべてのバス停を回り目的地へ行きます。乗者数が0人でも運行されます。

オンデマンドバス（デマンドバス）は、乗客から予約（デマンド）があった時、予約された時間に乗降バス停へ直接行きます。路線バスと違うところは、予約（デマンド）がなければ運行されませんし、予約のないバス停は回避します。必ず乗者数が1名以上必要であります。

運営方法は、直営や民間委託（赤字補てん方式）があり、運行経路は、路線バスのバス停にデマンド用のバス停を追加設置させた運行と、新たにデマンドバス専用運行経路の2通りがあります。

また、必ず走行する路線バスとは違い、山田議員が申されましたとおり予約（デマンド）がなければ走行しないことから、地球環境に優しいバス運行であり、経費削減にもなります。

しかし、オンデマンドバスにも課題はあります。予約によるため本人以外のバス停状況が把握できないため、時間が遅れ、時間が指定された目的地までの利用者には課題となります。

山田議員のご指摘の米原市を調査しましたところ、運行経路は、既存路線にデマンド方式のバス停追加設置による運行経路で、運営は民間委託されていますが、年々、利用者が減り赤字補てんが増加しているとのことでございます。

このオンデマンドバス方式を竜王町で考えてみますと、やはり既存の路線バス（近江八幡駅～岡屋南）の運行経路に追加設置しようとして考えることが妥当と思いますが、これについては、前段でも述べましたように、運行主体・運営面・運行経費増大等による赤字補てんの負担増になり、実現には懸念されると推測いたします。

現在、町内3路線ある中で、早期で容易に運用できる可能性として考えられます希望が丘青年の城行きの路線について、研究をしております。運行経路の変更と松が丘団地内のバス迂回について、運営面・運行経費等の情報提供を近江バスに依頼しております。

今後は、若年層はもとより高齢社会を含めた住民生活での大切な課題として認識し、関係地域の状況もお聞かせいただきながら、的確な情報収集を行い、公共交通対策協議会を開催し検討を深め、適切な対応の実現に向けて取り組みたいと考えております。以上、山田議員さんの質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） まず、松が丘団地につきましては、希望が丘路線の方で検討していただけるということで、近江バスの八日市営業所さんでもそのような話をされていまして、近いうちにという話は少しは聞いたわけでございます。

非常にいい傾向で、ぜひそちらの方向ということも、利便性が上がると思いますので、その面にも、可能ならそういう格好でもお願いしたいと思いますが、さくら団地さんにおきましては、団地ができました当初、1～2年ですか、業者さんがマイクロバスでJRの駅の方へ送っておられたように聞いているわけでございますが、その後止められまして、現在では何とかバスが入ってもらいたいなというようなことで、いろいろと不自由されている面もございます。

実はこの路線の岡屋南～近江八幡駅間の路線につきましては、中型バスが現在4台ほどで運営されているというように聞いております。その中でも一番利用客が多いのは1台20名程度だという話を運転手さんがされていたわけでございますが、できれば、4台のうちの1台だけでもマイクロバスで、まずあの団地に入るところは非常に狭い道でございます。そういったことで、そういう種類のバスに変えていただいて、運用を考えていただくという手もございまして、また、

さくら団地さんだけではなしに、山中の集落の方につきましても、やはりお年寄りの方がいろいろと不自由されてみえまして、さくら団地まで行くのだったら山中経由で、そういった路線も考えられますので、ひとつまたそういう中型バスからマイクロバス1台で、4台のうちの1台を運用できないかということで検討しただくということ。

それから、オンデマンドバスのいろいろ問題があったわけですが、竜王町内これから都市核の問題が出てまいりまして、ここへ、庁舎の近くへ中心核をつくっていただくということでございますが、そういった場合に、またこういう方式を利用させていただいて、以前は町内バスがありましたけれども、なかなか乗降客も少なかったということで、経済性も考えて、これからの検討課題にしてもらいたいと思います。

それから、もう1点質問は、平成18年度の竜王町の公共交通の対策協議会というのがあると思うのですが、こういったものについてどういう協議をされたのかもお尋ねしたいなと思いますので、以上、回答よろしくお願ひいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 山田議員さんから3点の再質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず第1点、「さくら団地の方へ中型バスの乗り入れを」ということでございます。議員ご指摘のように、山中地先・さくら団地等につきましては、現在、道路が狭小で、非常用の消防車程度が通れる、またマイクロバスが入れる程度というふうなインフラの状態となっております。申されましたように、若干、先ほどから申しておりますように、近江八幡から岡屋南におきましては路線バスということでございまして、その辺、中型バスをということでございますけれども、若干、その辺お聞きしましたので、早速近江鉄道の方へ問い合わせ等もしてみたいなというふうに考えております。

ただ、申しますと、今言いましたように、デマンド方式の場合、特に先ほど申しましたように、そこから延長するとか、そういう検討が必要になってきますので、その辺も事業上としてどうなのかということも今把握しておりませんので、研究したいと思います。

それから、中心核を含めます今後の都市核づくりについて、公共交通をとということでございます。ご指摘のように、当然このことについては、やはり今後まち

づくりの上で必要になってきますので、今後研究してまいりたいなという考え方をしております。

3点目の平成18年度、公共交通対策協議会を開催したのかということでございます。先ほどご質問の回答にも申し上げましたけれども、今現在、公共交通対策協議会ということで、平成18年度は実施をさせていただいておりません。なぜかと言いますと、先ほど申しましたように、いろいろな検討をしていただきます。そういうような公共対策協議会につきましては、利用者の方、それからいろいろな立場の方、それぞれの各種団体の方になっていただいております。先ほど回答申し上げましたように、特に近江バスの運行について、今、松が丘の方でかなりいろいろな研究もしておりますので、その結果がある程度進みましたら、公共交通対策協議会を開催させていただいて、これにつきまして開催したいなという考え方をしておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） 今、小西課長の答弁の中で誤解があったか知りませんが、今現在、岡屋南と近江八幡駅の間を動いている運行バスは、中型バスが動いているというように聞こえたのですけれども、それをとりあえず道が狭いので、その1台だけでもマイクロバスという、路線バスと言うか、そういう格好で検討を願えたらありがたいなということでございますので、ひとつまたよろしくお願いします。

それから、今の答弁の中で、さくら団地への道が非常に狭いということですが、いろいろと緊急性等も以前質問されたのですけれども、こういったバスが延長される場合に、道も広くなかったらいけないし、緊急の時も問題があるなということで、さくら団地への山中経由での道路の拡幅ということにつきまして、ひとつまた質問したいと思っておりますので、ご答弁をお願いします。以上でございます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 山田議員さんの再々質問でございます。

このことにつきましては、平成18年9月の定例会におきまして、竹山議員さんからご指摘もいただいた、緊急大型車の自動車乗り入れ等についてということでご質問もいただき、その時にお答えさせていただいたとおりでございます。確かに道路幅員につきましては、すれ違いができないと、1車線道路でございます。そういうようなことで苦慮されているということで、一方では、町道山中谷

田線、それから八重谷甲西線と2つあるわけでございますけれども、今後におきましてはいろいろな状況を調査しながら研究を重ねていきたいと思っておりますので、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。12番、山田義明議員。

○12番（山田義明） これからの福祉・保健・医療行政についてお伺いします。

日本では、人口減少社会で年金支給にも不安がよぎる中、高齢者はもとより若者にも重荷を背負う時代となってきました。当竜王町におきましては、平成26年には高齢化率が22.9%の超高齢社会と予測されています。

このような背景のもと、近年、福祉・保健・医療関連の行政サービスにおいては、短いサイクルで次々と改革が進められ、この対応に対し町行政として人材・運営・資金等、大変ご苦勞をいただいているわけでありましたが、今後1万3,000人のまちが持続可能なまちづくりを目指す上で、現時点での課題や問題点の対処、ならびに長期的なハード・ソフト面での展望について伺います。

○議長（中島正己） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） 山田議員さんよりご質問いただきました福祉・保健・医療行政について、お答え申し上げます。

今後、1万3,000人のまちが持続可能なまちづくりを目指す上で、現時点での課題や問題点の対処、ならびに長期的なハード・ソフト面での展望についてお尋ねをいただいております。

人口の急速な高齢化によりまして、2015年には「第1次ベビーブームの世代」が65歳以上に達し、その後の10年後には高齢者人口がピークに達するものと予測されています。滋賀県における65歳以上の高齢者は、今年の1月1日現在で18.7パーセントとなっております。また、竜王町の65歳以上の高齢者は、今年の1月末現在では18.7パーセントということでございます。

今後の見通しであります。ご承知をいただいておりますように、団塊の世代が65歳になりきります2015年には、4人に1人が65歳以上の高齢者ということで推計をいたしております。今後さらに高齢化が進むところでありまして、これからの高齢社会におきましては、「高齢者が尊厳を持って暮らせる社会づくり」ということをしっかりとやっていくことが重要なこととございます。

議員もご承知のとおり、介護保険制度が平成12年度に制度化され、7年を経過しようとしているところでありますが、制度化され5年を経過いたしました一昨年に、制度の見直しが行われたところであります。竜王町におきましてもこの

制度改正を受けまして、平成26年度を目標に置いた中間段階として、平成18年度から平成20年度までの3年を1期としました第3期介護保険事業計画を策定したところでございます。

計画の主な内容は、介護保険制度改革の中心課題であります「予防重視型システムへの転換」、また「新たなサービス体系の確立」などを勘案した内容となっております。

制度の見直しの基本的視点となりました、制度の「持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会」の構築、さらには社会保障の総合化といった基本に立ち、福祉・保健・医療の連携のもとに総合的な施策の推進が必要かと考えます。

特に今後、具体的な施策の推進といたしまして、高齢者の方が住み慣れた地域で安全で安心して継続した生活ができるよう、地域密着型サービスの充実が求められております。また、医療制度改革の面におきましては、施設から地域へと変わっておりますように、安心した質の高い医療が受けられるよう、在宅ケア・医療ということが、これからの高齢社会を支えていく中で体制の充実と施設の整備が必要かと考えます。

高齢者にとって、住みなれた地域で生活をしていくため、元気で年を重ねられるよう、介護予防と在宅での生活を支えるシステムづくりが必要であります。このため、福祉・保健・医療が一体化したシステムづくりに向けて、ソフト・ハード両面の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、障害のある方の施策につきましては、本年度「障害者計画」、「障害福祉計画」を策定しているところでございまして、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営んでいただけるよう、障害福祉サービスや相談支援など、ならびに地域生活支援事業等について計画に定めるものでございます。障害者施策も同様に、障害のある方もない方も地域で安心して暮らしていただくことが、また、就労を支援するための総合行政として位置づけ、施策の充実に関しましては、今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に医療関係につきましては、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面いたしております。医療の課題としては、医療費の高騰、医療に対する安心・信頼の確保、質の高い医療サービス提供や給付の平等および負担の公平などが考えられますが、国民皆保険を堅持

し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造の改革が必要であると考えます。

こうしたことから、国におきましても構造改革を推進されております。このことは、平成14年の健康保険法等の改正に際しまして、根本的な制度改革を行うべきとの議論があり、平成15年3月に「医療制度改革の基本方針」が閣議決定されまして、平成20年度に向けての実現を図ることとされております。制度改革が頻繁に実施され、持続可能な国民皆保険制度への構築を図っているものと思われまます。

本町における長期的なハード・ソフト面での展望とのご質問であります。近年の医療費高騰となっているのが、特に今ご承知のように生活習慣病でございます。中高年を中心に肥満者の割合が増加傾向にあります。その多くの肥満者が、糖尿病・高血圧症・高脂血症等の危険因子を複数併せて持ち合わせている場合が多く、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大すると言われております。医学関係の学会では、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）という考えが確立しつつあります。

この生活習慣病対策を効果的に進めていくには、早期に患者・予備群を発見して、保健指導を徹底することによって生活習慣を変えてもらい、重症化・重度化を防ぐ、予備群から患者に変わるのを防ぐことが必要であります。

そのために健康推進課を中心といたしまして、健診・保健指導を一層強力に推進し、保健事業の対象者を確実に把握し、効果の見える保健事業として実施していきけるシステム整備を行い、併せて健康づくりに取り組む個人・団体の支援を図っていき、併せて環境を整えていくことが必要であります。この実現によりまして、健康で長生きできるまち、いわゆる元気でピンピンコロリと言いますか、終期を迎える医療制度の確立ということを考えております。

福祉・保健・医療行政につきましては、今まで申し上げてきましたように、国の医療・介護といった制度や方針を基盤にいたしまして、それぞれの地方自治体におきましての諸施策を進めているところでございます。我が国におきましても地方分権が推進されまして、市町村合併が進み自治体数が減少するとともに、人口規模が10万とか20万とかという単位で自治体の規模が大きくなってきております。

規模の大きいところも小さいところも、全国一律の制度のもとでサービスを提供しなくてはなりません。そのためには、それぞれ大きいところも小さいところ

るも、その自治体によって行政事務を行う必要がございます、増大する事務の処理と迅速化が求められております。このような状況にあるわけでございますけれども、それぞれの自治体におきましてそれぞれの事情で人員の確保や専門職の充実など課題が多いわけでございますけれども、限られた体制の中で創意工夫しながら事務事業を進め、課題の解消に向けて住民の安全安心、健康なまちづくりに向けて努力をしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくようお願い申し上げます。以上、山田議員さんへのお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） いろいろと詳しくご説明いただきまして、本当にありがとうございます。なかなか、1万3,000人の町の役場としては、非常に福祉・保健・医療行政につきまして、人材あるいは運営資金等、非常にご苦労いただいているわけでございますが、なかなか大きい規模でやると非常に専門職等もおられまして、非常にやりやすいわけですが、ひとつまたこれからもよろしくご苦労願いたいと思います。

実は、ちょっと質問したいわけでございますが、現在、ふれあいプラザが竜王町には何ヵ所もございます。その活用でございますが、だいたい現状どういう格好で、例えば一ヵ月の間にどれだけ活動されているのか。利用率と言うのか、そういったものについてもお尋ねしたいし、あまりプラザが近くにないとかいうところもございまして、それについてはどうされるのかということもお尋ねしたいと思います。

もう1点は、西武の土地をいただいたわけでございますが、その16haの公用地の件でございます。これにつきまして、こういった方面に公用地という格好でいろいろと考えておられる点がございましたら、お尋ねしたいと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） 再質問いただきましたふれあいプラザの運営でございますけれども、現在、ご承知のように指定管理制度がございまして、社会福祉協議会の方に指定管理をいたしております。

福祉面につきまして、福祉・保健・医療、福祉全般でございますけれども、これは前から申し上げたことがあろうかと思っておりますけれども、社会福祉協議会、また行政の方も一体化しまして、福祉ネットワークを推進していこうという形で取り組みを、社会福祉協議会の方とも連携を深めていただくように再三申し上げ

ておりますし、このふれあいプラザを十分に活用していただいて、このふれあいプラザができた当初の目的は、やはり予防と言いますか、介護にならない、介護予防の施設として大いに活用いただこうということがございました。そういうことで現在、指定管理をしていただく中で、社会福祉協議会の方で活用していただいております。

2点目の西武の関係につきましては、政策推進課長、お願いします。

利用状況については、定期的に社会福祉協議会の方で事業を組んでいただきまして、それなりの事業をしていただいております。鶴川のふれあいプラザにつきましては、隣接において障害者の活動なり、また多方面に取り組んでいただいているということで、鏡につきましてもそれなりの活動をしていただいておりますし、弓削につきましては給食サービスの拠点とか、それぞれ4つありますプラザを十分に活用していただいて、指定管理制度のもとで活用していただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 山田議員さんの再質問の中で、西武の土地の有効活用ということで、以前にお話しさせていただきましたけれども、インター周辺の土地16haにつきましては、基本的にまちづくり構想に基づく公共的施設の建設のためにということで計画を、今後まちづくり構想を立てさせていただいております。

この構想につきましては、議員ご質問のように、いろいろな公共的なものがございまして、それぞれ住民の皆さんのご意見をいただきながら、また議会の皆さんのご意見をいただきながら、具体的な構想を立てていきたいという考え方をしておりますので、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで、午後4時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、圖司重夫議員。

○6番（圖司重夫） 平成19年第1回定例会一般質問。6番、圖司重夫。道路安全施設整備事業の推進について。

平成19年度竜王町行政執行方針の中で、「安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり」の1つとして、道路安全施設の点検整備が明記されております。予算額については、総務費のうち道路照明灯・路面表示・交通安全施設設置工事・カーブミラー修理等、合計約400万円が計上されています。

そこで、お伺いたします。平成19年度における道路安全施設整備事業の計画内容および対象となる路線について、お伺いたします。

あと1つは、平成17年第1回定例会一般質問で私が質問しました国道477号鏡地先より近江八幡市安養寺地先までの道路照明灯（防犯灯）設置について、当時の回答では、「町としても防犯上大変危惧をするところであり、行政としてもこの状況を近江八幡市に伝え、防犯灯の設置をはじめ広域的な防犯対策を進める観点から強く要請してまいります」と言われております。

その後、ちょうど2年が経過していますが、近江八幡市との交渉経過、返答の内容および町の今後の対応等につきましてお伺いたします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 圖司議員さんから、平成19年度における道路安全施設整備事業の計画内容と、対象となる路線についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

この交通安全施設整備事業の財源につきましては、交通反則通告制度に基づき納付された反則金を、交通安全対策特別交付金として県から配分され、予算を計上しています。

この交付金を活用した19年度事業の内容でございますが、町内では多くの交通安全に係る修繕・新設等のご要望を伺っており、事業実施にあたっては緊急性の高い箇所から、交付されます予算の範囲内で事業執行してまいりたいと考えております。

主な工事内容といたしましては、道路照明灯の設置、路面表示の設置、ガードレール・カーブミラー等の設置でございます。以上、誠に簡単ですが、建設水道課からの回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 圖司議員さんの「道路安全施設整備事業の推進について」の2点目のご質問にお答えいたします。

ご高承のとおり、国道477号は生活道路として、JR篠原駅を利用されている通勤・通学の住民皆さまが多く、交通安全上また防犯上におきましても、その

通行中における安全確保のため道路照明灯（防犯灯）の設置が重要なことと認識いたしております。

国道477号沿線の中で町内住宅地間を通過する部分につきましては、交通安全・防犯上の両面から、極力対応していきたいと考えております。本年度におきましては、西川池付近について、関西電力の電柱への添加方式により道路照明灯（防犯灯）を3基増設、コマツキャブテック付近では2基増設と高照度の器具に2基交換いたしました。今後とも、県と協議を進める中で順次整備させていただきたいと考えております。

ご質問の道路照明灯の設置経緯等でございますが、安養寺から鏡（松陽台）地先の道路の一部では、近江八幡市地先ですが、本町の防犯啓発看板や防犯灯を、安養寺地区のご了解を得まして設置させていただいております。

市道安養寺鏡線につきましては、現在、他の路線の道路工事のため通行止めとなっておりますが、安養寺地区としては本市道を農耕用の農道としての利用度が高く、現在のところ地元安養寺地区からの道路照明灯（防犯灯）の設置要望はされていないとお聞きしております。また、近江八幡市におきましても、現在、本路線においては道路照明灯（防犯灯）の設置計画はないとのことでございました。

国道477号における国号8号交差点から篠原駅までの区間の沿線部分につきましては、竜王町地先と近江八幡市地先であり、道路照明灯（防犯灯）の設置につきましては、近江八幡市と協議をさせていただきました結果、道路管理者の県（東近江地域振興局管理調整課）に対しまして、両市町が歩調を合わせて要望してまいりたいと考えております。

このような状況から、交通安全上また防犯上の安全確保のためにも、極力、歩道が整備されています国道477号を利用していただくことをお願いし、国道477号への道路照明灯（防犯灯）の設置については、県へ強く要望するとともに協議を重ねてまいりたいと考えております。

今後とも一層のご指導、ご理解をお願い申し上げまして、ご質問の「道路安全施設整備事業の推進について」のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 6番、圖司重夫議員。

○6番（圖司重夫） ただいま福山課長からご丁寧に説明していただきました。

後半の方で、例の鏡地先から近江八幡市安養寺までの国道477号の防犯灯ですけれども、課長も現場を見ていただいたと思うのですけれども、現在、2m50cmの歩道プラスそこに関西電力の電柱がずっと、近江八幡市と竜王町の境から

安養寺の坂まで、私はこの前数えて歩きましたけれども、ざっと22～23本ありますけれども、あそこへ点火方式ということになりますと、近江八幡市さんのことではございますけれども、かなり割安と言いますか、そういう部分でできるのと違うかなというふうに単純に思うわけです。

今、最後の方で、合意されてこれから県の方へ要望もしていくというご回答でしたけれども、できたら、実は最近、あの国道477号からふるさと大橋を通過して、暴走族もたびたび通っているというようなこともある人から聞きまして、確かにあの国道は近江八幡の方からは広いですし、ふるさと大橋からずっと東の方は、若宮の方へはもう一本道、ほとんど真っ直ぐですし、大変、暴走族にとっては走りやすいと言いますか、国道は対向車もありますけれども、事実確認していませんけれども、そういうことも聞きまして、これは防犯灯があつたらどうかということではないのですけれども、そういう部分も含めましてお願いしたいと思えます。もしも期限とか、そういうことがわかれば、ご回答をよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 圖司議員さんから再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

仰せのとおり、一部竜王町地先のニッセイ工業から新幹線のガードまでの間で、高圧線下のあるところまで電柱が立っております。この部分につきましては、おっしゃるとおり、点火方式で道路照明灯を設置することにより、かなり経費は節減できるのではないかなと考えております。

なお、電柱等のないところにつきましては、これは県と協議しまして、支柱等を立てる中で、今現在、交差点の改良をしておられるところまで照明灯等の設置については検討ができるのではないかと考えております。

それから、新幹線から篠原の安養寺地区につきましては、一部、近江八幡の方で防犯灯が、こちらから言いますと東側に設置はされておりますけれども、若干、照度的には問題のある防犯灯ではないかなと思っておりますので、これにつきましても近江八幡市の河川道路課の担当課長とも既にお出合いさせていただいておりますので、その要望についても歩調を合わすということでご了解をいただいておりますので、検討させていただきたいと思えます。以上、簡単でございますけれども、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 圖司重夫議員。

○6番（圖司重夫） どうもありがとうございました。

大変難しいところもありますけれども、以後、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 続いて、8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 平成19年第1回定例会一般質問。8番、竹山兵司。私は、名神高速道路竜王スマートインター建設について、伺います。

竜王インターチェンジの渋滞緩和対策として、スマートインターが話題を呼んでいます。町の活性のためにも、早期実現を望みます。今後の建設計画の推進等について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま竹山議員さんから名神高速道路竜王スマートインター建設につきましてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

議員もご高承のとおり、竜王インターは昭和56年8月に供用開始され、25年を過ぎ、周辺市町の発展に伴い通行車両も年々増加し、産業要素の高いインターとして、現在、1日当たりの通過車両台数は1万5,000台を超える交通量となってきました。

その利用状況を見ますと、ETC利用車両が72%を占め、さらに増加傾向にあり、料金所ブースから竜王インター前の信号交差点までの距離が短いことから、一時的に渋滞が発生し、時間帯によっては本線まで渋滞している状況であります。

また、近年の社会経済情勢から、周辺市町における工場立地等がさらに進み、竜王インターを利用されるトラック等の車両はますます増加傾向にあり、その渋滞解消策として、竜王町はもとより周辺近隣市の動向も踏まえ、今後の交通体系を検討していかねばならない状況であります。

このことから、交通渋滞緩和のために竜王インターの増設等の検討をしてきたところです。しかし、地形的にも費用的にも大変難しい状況にあり、抜本的な解決策を講じる必要があると考えます。

このような状況の中で、国土交通省においては、比較的成本がかからず、高速道路の利便性や渋滞の解消、観光客の増加などに寄与するため、ETC専用の「スマートインターチェンジ」の社会実験・調査研究が、自治体と共同で平成16年度から行われてきました。このスマートインターの接続形態としては、高速道路と一般道路を直接接続する直結型と、高速道路のサービスエリアおよびパー

キングエリア、さらにバスストップから一般道路に接続するSA・PA接続型というものがあり、このスマートインターチェンジの本格導入に向けては、地方自治体がスマートインターを設置要望する場合に必要な手続きを定めた「制度実施要綱」を昨年7月に国土交通省が策定され、地方自治体の発意により、周辺地域の充実と活性化等に寄与することを目的とし、整備できるものとされております。

竜王町におきましては竜王バスストップがありましたが、数年前に閉鎖され、現在使用されておられません。先に述べましたように、竜王インターチェンジの渋滞緩和の手段の1つとしては、国の設置基準に適応するこの位置において、ETC専用のスマートインターチェンジ設置が最良・最適であると考えております。

この推進にあたっては、国・滋賀県・近隣自治体・利用者等の参加による「推進検討会議が必要となりますけれども、まずは設置に向けた検討をしていきたいと考えております。

さらにインター周辺の交通網体系の整備については、インター周辺の開発と合わせて検討してまいりたいと考えております。以上、竹山議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 先般、平成19年度の県の予算に、東近江市木村地先のスマートインターの調査費が計上されたと聞いています。このようなことを踏まえて、それぞれの地域の発展のためにも、東近江市との連携は大切なことだと思います。「共に咲く喜び」という言葉を尊び、目と鼻の先での綱引き合戦が起こらないように、フェアな精神で住民の希望をかなえてほしいと思います。

この2つのスマートインターがなぜ同時に急浮上したのか、原因は何だったのか、お伺いします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 竹山議員さんの再度のご質問にお答えさせていただきます。

議員からご質問がございましたように、東近江市の蒲生スマートインター、それから愛荘町の湖東三山スマートインターについて、今現在、滋賀県では委託料が計上されております。ご指摘のように、基本的に竜王インターから竜王の計画インターまでは3km、それから蒲生の木村インターまでは2kmというふうな距離が離れております。今申しましたように、蒲生インターにつきましては、お聞きしますと、名神名阪連絡道路のとももと計画地であったということもお聞きして

おりますし、今後、新設の道路につきましてスマートインターをお考えになっておられると。

ところが、私どもの町のインターにつきましては、先ほど答弁申し上げましたように、インター周辺の交通渋滞緩和のためにそれをさせていただきたいというふうな基本的な考えがございます。これはやはり生まれた視点が違います。そういうようなところから、私どもとしましては渋滞緩和、今後のまちづくりの竜王インター周辺のまちづくりを進める意味におきましても、やはり今後この渋滞緩和をしていかなければならないという認識をしております。

そういうようなところから、今後、今議員がご指摘のように、東近江市との連携をフェア精神でというふうなこともご指摘がございました。特に今後におきましてはそれぞれ調整させていただきながら進めさせていただきたいという考え方をしておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 小西課長からご回答をいただきました。

いずれにいたしましても、竜王スマートインターが我が町の発展のためにもスマートな形で建設されるよう期待いたしまして、次の質問に行きます。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 次の質問に移ります。災害ボランティアの育成等について、伺います。

悲惨な阪神・淡路大震災から早12年目、1月17日に厳かに13回忌のご法要が営まれました。謹んで心からご冥福をお祈り申し上げます。

災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。先般、災害ボランティア育成等について、東近江行政組合主催の防犯セミナーに出席しました。地域の災害対策には、特に「自助」「共助」「公助」の対応が求められておりますが、その対策は地震の発生する時間や季節によって災害の被害は大変異なり、特に隣近所をはじめとする地域住民の「自主防災組織」に勝るものはないとのご講演がありました。

さらに、地域で活動されている高島市の「災害ボランティア」の事例発表があり、我がまちにおきましても、災害ボランティアの育成が大切なことだと思います。このことについて、今後の対応と対策等について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 竹山議員さんから「災害ボランティアの育成等について」ご質問いただいておりますので、お答えいたします。

我が国は、その位置・地形や気象などの自然条件から、地震・台風・豪雨などの災害が発生しやすい環境にあり、大正12年の関東大震災、昭和34年の伊勢湾台風をはじめ、これまでも頻繁に激甚な災禍を及ぼしてきました。

このような中、平成7年1月に全国を震撼させた阪神・淡路大震災が発生しました。この大震災では、生き埋めや建物等に閉じ込められた人のうち救助された約95%は、自力でまたは家族や隣人によって救助され、専門機関に助けられたのはわずか1.7%（日本火災学会の調査による数値）に止まっているときいております。災害が大きければ大きいほど被災者数が膨大するだけでなく、消防をはじめとする防災関係機関等自身が被害を受けたり、道路や橋梁等の公共施設が被害を受け、これらの関係機関の災害活動に支障を来すケースが増大することとなります。

ご高承いただいておりますとおり、災害時には自らが災害から身を守る「自助」、地域でお互いを助け合う「共助」、行政・消防等の公的機関が支援を行う「公助」の活動が必要となりますが、災害発生直後の初動期には情報等も混乱し、公的機関の適切な対応が困難となることから、地域住民が助け合い、人命救助や初期消火に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たすこととなり、阪神・淡路大震災を教訓に、自助・共助の必要性が認識され、地域防災力の向上のため、その要となる住民の自発的な防災組織である自主防災組織が全国各地で組織化され、災害に備えた各種の活動が展開されるようになってまいりました。

また、阪神・淡路大震災をはじめ新潟県中越地震などにおいて、被災地の他の地域から被災地に駆けつけ、被災地・被災者救援のため災害ボランティアが活躍をされており、被災状況に応じたさまざまなボランティアの協力が必要であると言われております。

本町における災害ボランティアにつきましては、平成9年1月に福井県沖で発生しました重油流失事故の際に、竜王町社会福祉協議会を窓口にして「竜王町災害ボランティア」が結成されています。この事故や平成16年の台風23号における豊岡市の水害地支援活動など、災害時において活動していただいております。

昭和26年に発足された竜王町赤十字奉仕団におかれましては、長年にわたり災害時での炊出し支援活動や被災地（宅）への義援金や支援物資を送っていただいている活動をしていただいております。

竜王町では毎年防災訓練を実施しておりますが、地域を守る自主防災組織の強化につきましては、住民の皆さま方が常日頃から防災意識を保持し、継続して組織的な訓練を実施していただくことが重要であると考えております。本年における自主防災訓練の取り組み状況につきましては、28地区で参加者が2,400名とご報告をいただいております。

個人の意思により自主的な社会奉仕を行うことがボランティアと認識するところございますが、予期せぬ災害に備え、その被害を軽減するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域社会での地域住民の連帯意識の高揚と地域ぐるみによる地域防災力の向上を図る必要があります。災害ボランティアや福祉関係等のボランティアで活躍されている団体間のネットワークづくりが大切であると考えますとともに、各地で活躍されているボランティア団体の活動内容等情報の入手・提供を行い、関係機関・団体と連携する中で取り組んでいきたいと考えております。一層のご指導をお願い申し上げまして、ご質問の「災害ボランティアの育成等について」のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 先ほど申し上げました防災セミナーに参加させていただきました数日後に、京都新聞に『大震災時に頼れる力 全自治会に100基配備』の大見出しが目に飛び込みました。このジャッキは油圧の爪つきで、高さ26cm・重さ18.5kg、本体の頭部すなわち頭の部分で重さ10t、隙間が2.2cm以上あれば、爪を差し込んで5tのものまで持ち上げることができる。使用方法として、土間の敷居がはずれ落ちたところへジャッキの爪を差し込んで持ち上げる作業写真が掲載されていました。そして、倒壊家屋の下敷きになった人を救出する時に、ジャッキが効果を発揮すると記されています。

「備えあれば憂いなし」と申します。住民の自主防災組織の意識の向上と、安全で安心のまちづくりのためにも、ジャッキの設置を望むものですが、このことについて伺います。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 竹山議員さんから再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

現在、竜王町にはいろいろな防災資機材を、皆さま方のご協力によりまして順次整備させていただいております。竜王町防災センター・南部防災センター・鶴川防災センターにそれぞれ分けまして、備蓄資材あるいは備蓄食料等を現在準備

しておるところでございます。

竹山議員さんが申されましたジャッキにつきましては、今現在、竜王町の防災センターの方では配備はしておりませんが、今後、ご提言があった内容から考えさせていただきまして、ジャッキの整備につきましては町の方でもさせていただきたいと考えております。

なお、各地区におきます自主防災組織、自治会におけるの整備につきましては、竜王町の「自ら考え、自ら行うまちづくり事業」の中に、防災資機材の整備メニューがございます。いろいろな、ジャッキ以外にも各地区においては防火用のバケツとか簡易な資機材等の整備も考えられる場合もあるわけでございますので、できればこの事業に基づきまして、防災資機材の拡充を図っていただく中で、町といたしましても後押しをさせていただきたいと考えております。以上、簡単でございますけれども、竹山議員さんの再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 福山課長からお答えいただきました中で、大変結構な、防災ネットワークづくりのお答えがございました。高島市の災害ボランティアの方々は、要請があればどこへでも、演劇を交えて日頃の防災ボランティアの舞台発表に来てくださると伺っています。

災害ボランティア活動への取り組みや、住民との関わり方の研修会などの開催を望むものであります。いかがでございましょうか。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 竹山議員さんから再々質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

先ほど来申し上げましたとおり、地域を守るのはやはり地域の皆さま方ということで、現在、自主防災組織を竜王町のすべての地区に組織化していただくようお願いしております。その中で、平成18年度につきましては、自主防災訓練については28地区・2,400名の方が参加していただいております。また、水防訓練につきましては6地区、避難訓練につきましては1地区ということで、それぞれ自主防災組織の中で、地域で常日頃から訓練をしていただいております。

そのような中で、研修会の開催についても、ご指摘のとおり、今後、常日頃からその意識を保持するためには非常に重要な活動と認識しておりますので、各自主防災組織の皆さま方から研修会等のご要請がありましたら、情報のネットワークを利用させていただきたく中で、いろいろな講師、またいろいろな活動をご紹介します。

せていただきたいなと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上、誠に簡単ではござひますけれども、竹山議員さんの質問に答えさせていただけます。

○議長（中島正己） これをもつて一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもつて本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでござひました。

散会 午後4時53分